

## 第1章 かながわの青少年の現状

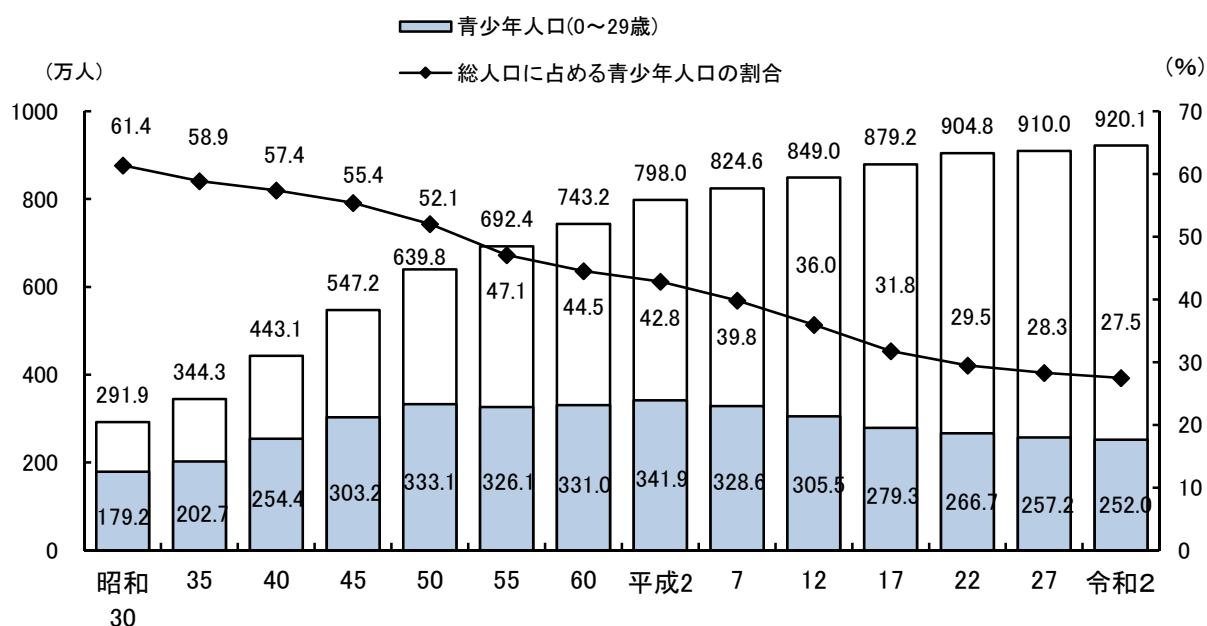
### 第1 青少年の成長と自立・参加・共生

#### 1 人口

##### (1) 人口

##### ア 人口の推移

本県の総人口は令和2年1月1日現在で9,201,825人（男4,585,811人、女4,616,014人）であり、0～29歳の青少年は2,520,993人（男1,302,154人、女1,218,839人）で総人口の27.5%になります。昭和30年には61.4%と過半数を占めていましたが、その後減少を続けています。



<図1-1-1 人口の推移（神奈川県）>

出典：国勢調査（総務省 各年10月1日現在）

※令和2年は、神奈川県年齢別人口統計調査結果（統計センター：令和2年1月1日現在のものを加算）

##### イ 市町村別人口の割合

本県の青少年の人口を地域別で見ると、横浜市が1,031,305人と最も多く、県全体の青少年人口の40.9%を占めています。政令市を除く各市町村の人口総数に占める青少年人口の割合は、開成町が28.6%と最も高く、最も低い真鶴町の16.5%とは、12.1%の差があります。

<表1-1-1 市町村別青少年人口の割合（神奈川県）>

地域・市区町村名	人口総数①	青少年人口		
		0～29歳②	構成比	青少年人口の割合 (②/①×100)
県 計	9,201,825	2,520,993	100%	27.5%
<b>横浜市</b>	<b>3,749,929</b>	<b>1,031,305</b>	<b>40.9%</b>	<b>27.5%</b>
横浜市 鶴見区	292,975	84,849	3.4%	29.0%
横浜市 神奈川区	245,036	70,895	2.8%	28.9%
横浜市 西区	103,985	27,979	1.1%	26.9%
横浜市 中区	149,910	35,686	1.4%	23.8%
横浜市 南区	195,482	49,386	2.0%	25.3%
横浜市 保土ヶ谷区	205,939	55,766	2.2%	27.1%
横浜市 磯子区	166,347	42,846	1.7%	25.8%
横浜市 金沢区	198,054	51,365	2.0%	25.9%
横浜市 港北区	353,620	103,714	4.1%	29.3%
横浜市 戸塚区	280,733	77,793	3.1%	27.7%
横浜市 港南区	213,751	53,944	2.1%	25.2%
横浜市 旭区	245,127	62,615	2.5%	25.5%
横浜市 緑区	182,495	51,876	2.1%	28.4%
横浜市 瀬谷区	122,004	32,868	1.3%	26.9%
横浜市 栄区	119,612	29,917	1.2%	25.0%
横浜市 泉区	151,830	39,628	1.6%	26.1%
横浜市 青葉区	310,387	92,182	3.7%	29.7%
横浜市 都筑区	212,642	67,996	2.7%	32.0%
<b>川崎市</b>	<b>1,531,646</b>	<b>450,075</b>	<b>17.9%</b>	<b>29.4%</b>
川崎市 川崎区	233,004	66,357	2.6%	28.5%
川崎市 幸区	170,775	47,265	1.9%	27.7%
川崎市 中原区	261,950	82,248	3.3%	31.4%
川崎市 高津区	233,262	70,045	2.8%	30.0%
川崎市 多摩区	220,015	68,920	2.7%	31.3%
川崎市 宮前区	232,533	62,813	2.5%	27.0%
川崎市 麻生区	180,107	52,427	2.1%	29.1%
<b>相模原市</b>	<b>722,796</b>	<b>198,995</b>	<b>7.9%</b>	<b>27.5%</b>
相模原市 緑区	170,464	45,357	1.8%	26.6%
相模原市 中央区	272,228	77,256	3.1%	28.4%
相模原市 南区	280,104	76,382	3.0%	27.3%

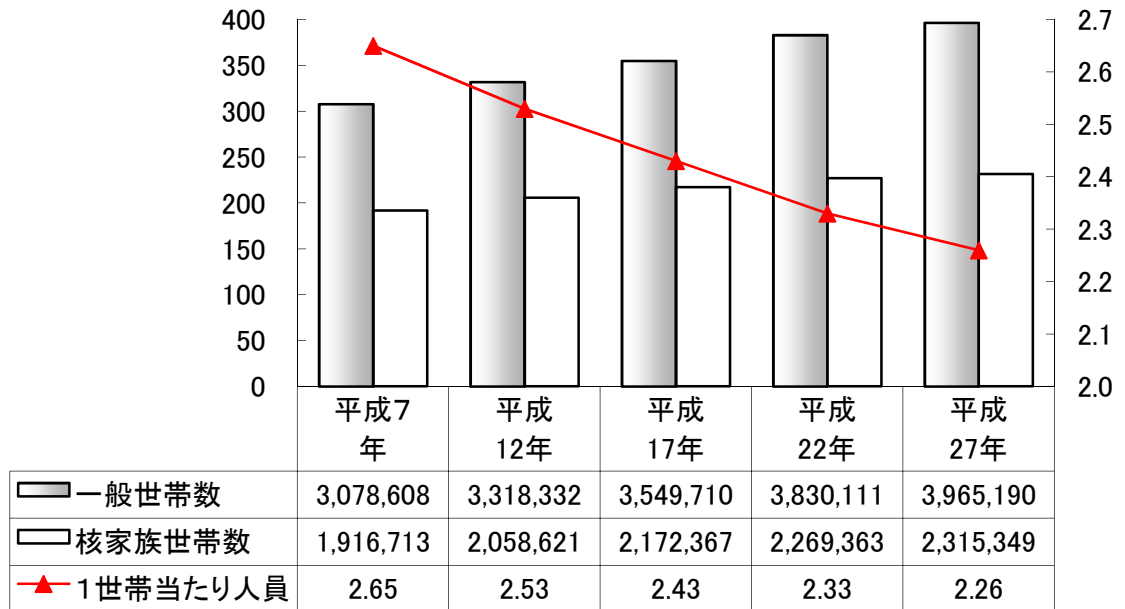
<b>横須賀三浦地域</b>	<b>696,219</b>	<b>168,268</b>	<b>6.7%</b>	<b>24.2%</b>
横須賀市	393,025	98,868	3.9%	25.2%
鎌倉市	172,293	40,551	1.6%	23.5%
逗子市	56,969	13,063	0.5%	22.9%
三浦市	42,308	8,428	0.3%	19.9%
葉山町	31,624	7,358	0.3%	23.3%
<b>県央地域</b>	<b>854,144</b>	<b>236,623</b>	<b>9.4%</b>	<b>27.7%</b>
厚木市	224,536	64,026	2.5%	28.5%
大和市	237,894	66,621	2.6%	28.0%
海老名市	134,073	37,614	1.5%	28.1%
座間市	130,655	34,554	1.4%	26.4%
綾瀬市	84,484	23,455	0.9%	27.8%
愛川町	39,413	9,735	0.4%	24.7%
清川村	3,089	618	0.0%	20.0%
<b>湘南地域</b>	<b>1,308,801</b>	<b>354,265</b>	<b>14.1%</b>	<b>27.1%</b>
平塚市	257,713	67,957	2.7%	26.4%
藤沢市	434,769	122,693	4.9%	28.2%
茅ヶ崎市	242,012	64,534	2.6%	26.7%
秦野市	164,961	44,285	1.8%	26.8%
伊勢原市	102,054	28,493	1.1%	27.9%
寒川町	48,390	13,204	0.5%	27.3%
大磯町	31,249	6,928	0.3%	22.2%
二宮町	27,653	6,171	0.2%	22.3%
<b>県西地域</b>	<b>338,290</b>	<b>81,462</b>	<b>3.2%</b>	<b>24.1%</b>
小田原市	190,022	46,931	1.9%	24.7%
南足柄市	41,685	10,103	0.4%	24.2%
中井町	9,357	2,138	0.1%	22.8%
大井町	17,082	4,653	0.2%	27.2%
松田町	10,802	2,459	0.1%	22.8%
山北町	9,637	1,899	0.1%	19.7%
開成町	18,083	5,165	0.2%	28.6%
箱根町	11,102	2,642	0.1%	23.8%
真鶴町	6,799	1,120	0.0%	16.5%
湯河原町	23,721	4,352	0.2%	18.3%

出典：神奈川県年齢別人口統計調査結果（統計センター 令和2年1月1日現在）を基に青少年課作成

(2) 世帯数

一般世帯総数、そのうちの核家族世帯数ともに増加傾向にあり、一般世帯の1世帯当たりの人数は減少傾向にあります。また、一般世帯の家族類型の割合の推移では、夫婦と子どもからなる世帯が減少傾向にあります。

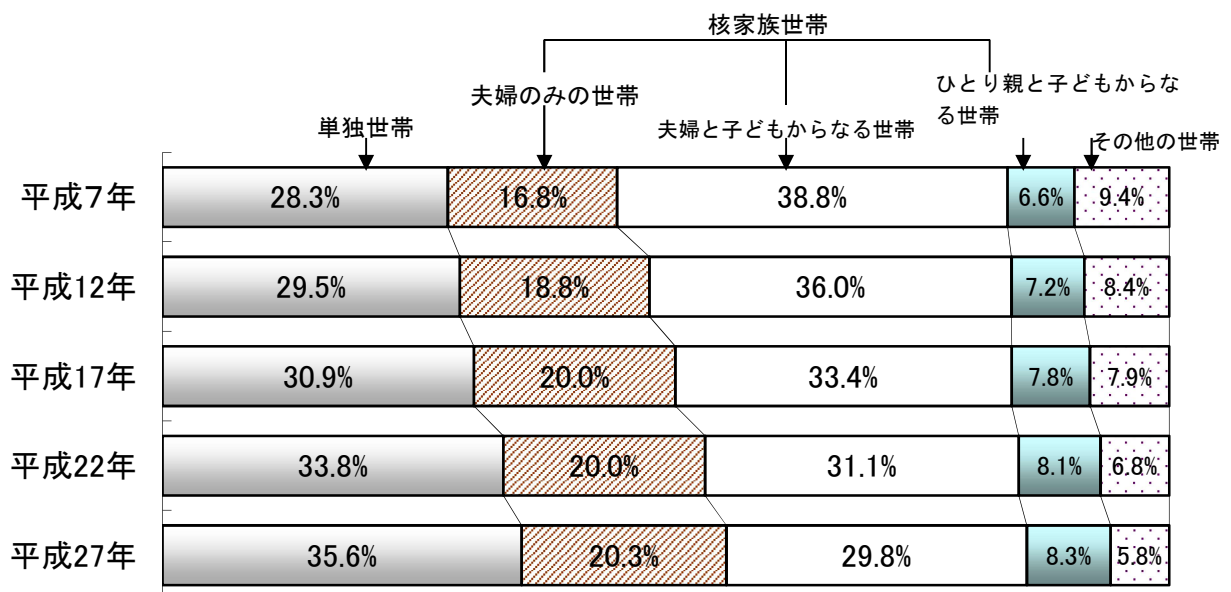
<図1-1-2 一般・核家族世帯数及び平均世帯人員の推移（神奈川県）> (1世帯当たり人員)



- (注) 1 ここでいう一般世帯とは、住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者をいう。  
 2 核家族世帯とは、一般世帯のうち①夫婦のみ ②夫婦と子供からなる世帯 ③ひとり親と子供からなる世帯をいう。

出典：国勢調査（総務省 各年10月1日現在）

<図1-1-3 一般世帯の家族類型の割合の推移（神奈川県）>



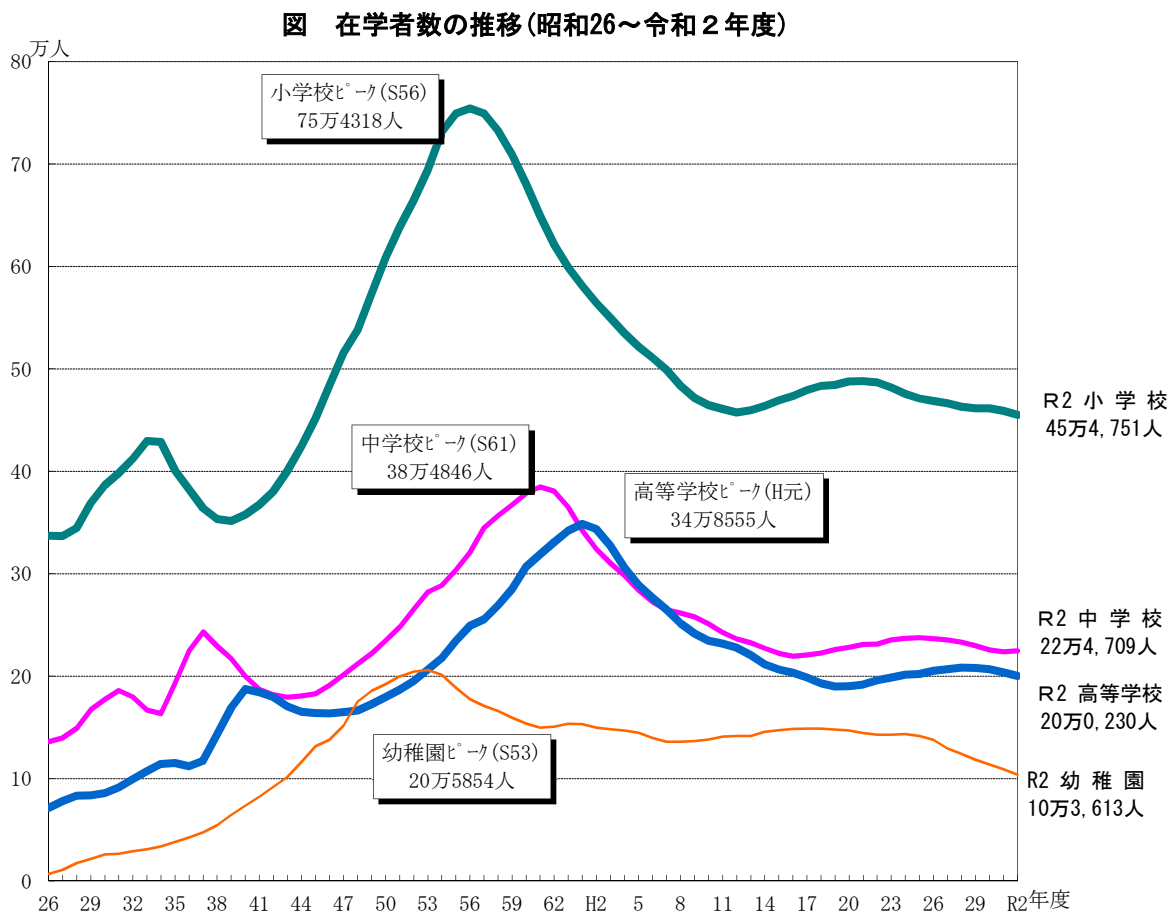
出典：国勢調査（総務省 各年10月1日現在）

(3) 児童・生徒数

ア 在学者数

- (ア) 幼稚園は103,613人で、前年度より5,440人（5.0%）減少
- (イ) 幼保連携型認定こども園は、21,594人で、前年度より2,448人（12.8%）増加
- (ウ) 小学校は454,751人で、前年度より4,252人（0.9%）減少  
平成13年度から9年連続で増加していたが、平成22年度から11年連続で減少
- (エ) 中学校は224,709人で、前年度より879人（0.4%）増加  
平成26年度から6年連続で減少していたが、本年度は増加
- (オ) 義務教育学校は1,542人で、前年度より62人（4.2%）増加
- (カ) 高等学校は200,230人で、前年度より3,444人（1.7%）減少  
平成20年度から9年連続で増加していたが、平成29年度から4年連続で減少
- (キ) 高等学校（通信制）は5,071人で、前年度より99人（2.0%）増加
- (ク) 中等教育学校は3,785人で、前年度より88人（2.4%）増加
- (ケ) 特別支援学校は8,159人で、前年度より156人（1.9%）減少
- (コ) 専修学校は27,979人で、前年度より534人（1.9%）増加
- (サ) 各種学校は3,508人で、前年度より15人（3.1%）増加

<図1-1-4 在学者数の推移（神奈川県）>



出典：令和2年度神奈川県学校基本統計（統計センター）

イ 外国籍児童・生徒の状況

令和2年度には、世界89カ国から9,285名の外国籍児童・生徒が公立の小・中学校に在籍し、そのうち、全体の約47.9%に当たる4,449名が日本語の指導を必要としています。

＜表1-1-2 外国籍児童・生徒数の推移（神奈川県）＞

（単位：人）

	平成23年度	平成25年度	平成27年度	平成29年度	令和元年度	令和2年度
小学校	3,981	3,999	4,599	5,191	6,202	6,736
中学校	2,100	2,071	2,218	2,213	2,384	2,549
計	6,081	6,070	6,817	7,404	8,586	9,285

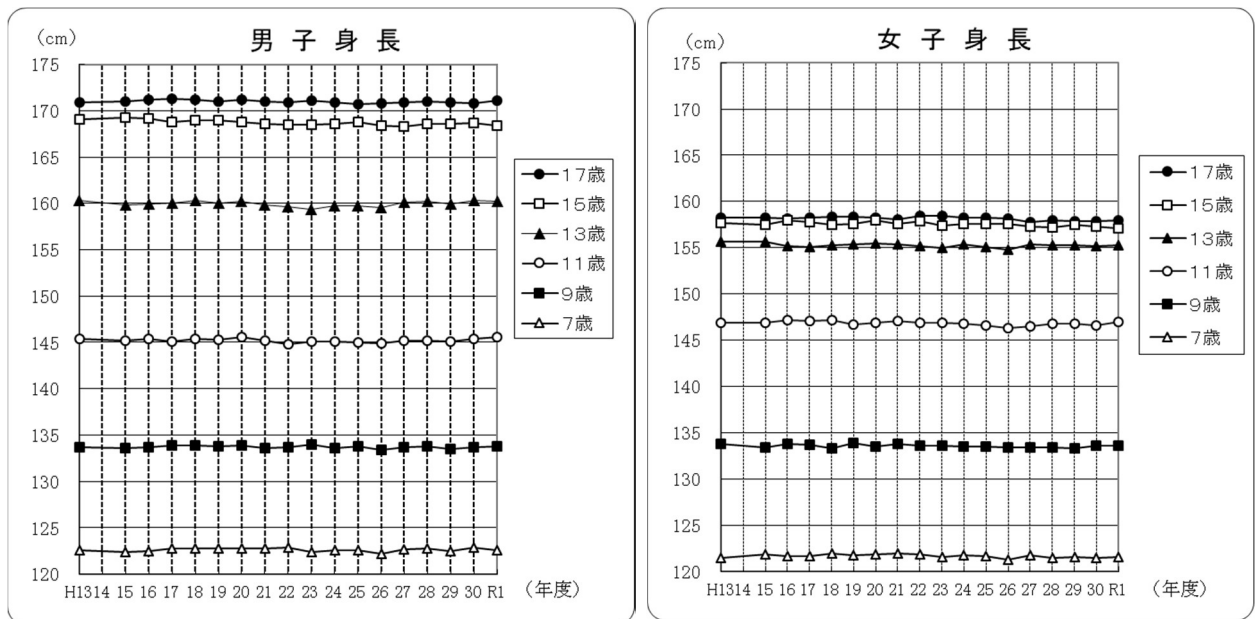
出典：公立小・中学校における外国につながる児童・生徒在籍状況調査（子ども教育支援課）

2 健康

(1) 体格

本県の「男子身長」及び「女子身長」平均値の年次推移は増減を繰り返しながら横ばいです。「男子体重」及び「女子体重」平均値の年次推移は、ほぼ横ばいですが、男子の15歳でやや減少傾向にあります。

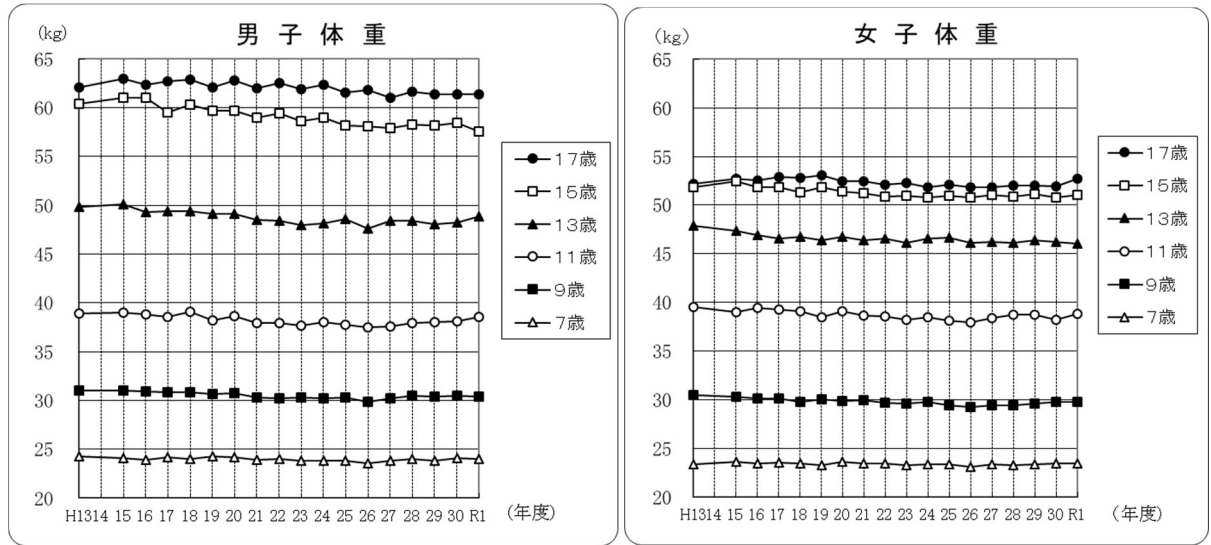
＜図1-2-1 身長平均値の年次推移（神奈川県）＞



出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、調査中止

＜図1-2-2 体重の平均値の年次推移（神奈川県）＞



出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

(2) 体力・運動能力

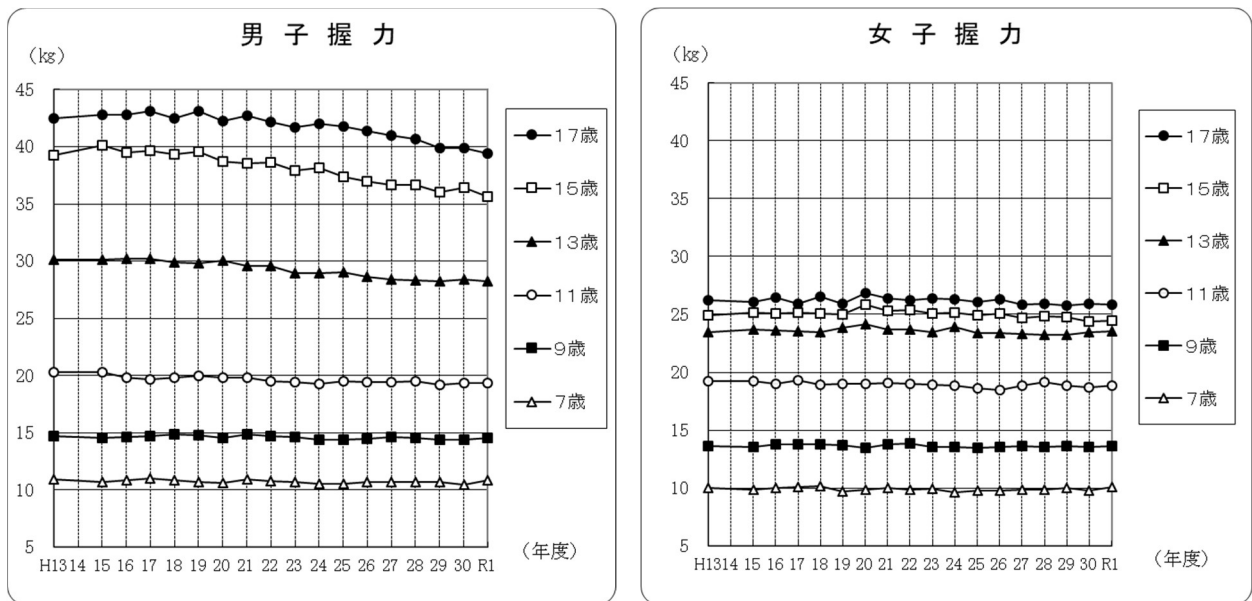
ア 握力

「握力」は、運動を発現する多数の筋群の力（筋力）の代表として取り上げられているテスト項目です。

平成13年度以降の年次推移は男子で横ばいまたは低下傾向にあります。特に、13・15・17歳は平成24年度から低下傾向にあります。また、女子は全ての年齢で横ばい傾向です。

令和元年度は、男子13・15・17歳で最も低い値となりました。

＜図1-2-3 握力の平均値の年次推移（神奈川県）＞



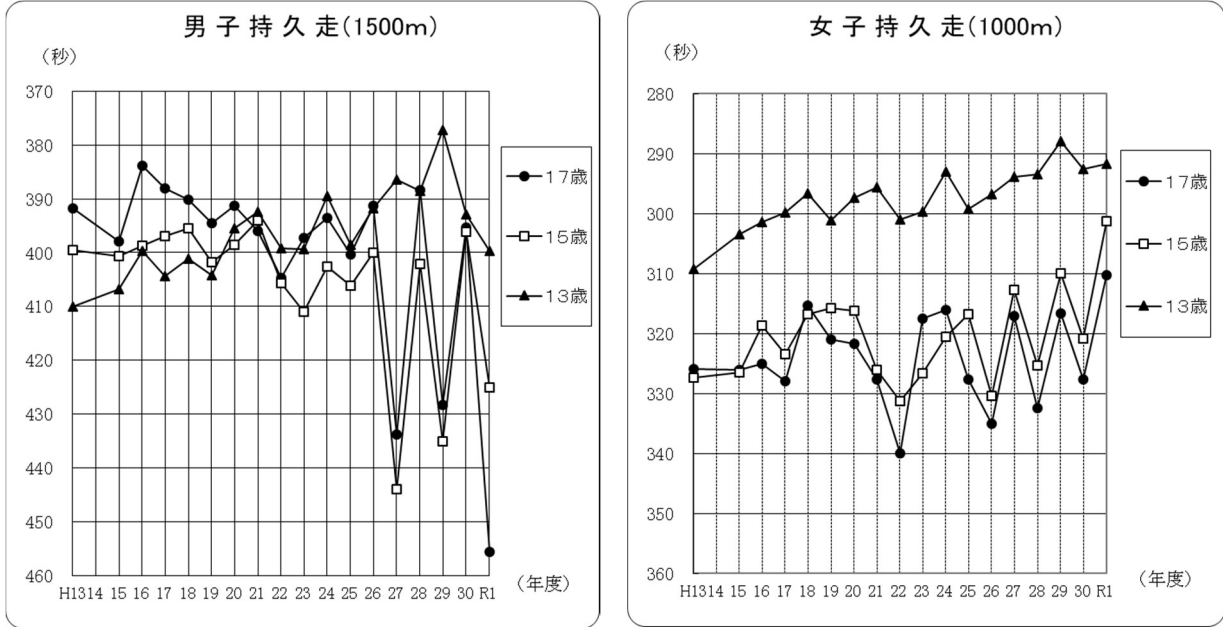
出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

イ 持久走

「持久走」は、走の運動能力と健康に関連した体力要素でもある全身持久力の指標となるテスト項目です。

平成13年度以降の年次推移は、他種目と比較して母数が少ないため、年度により記録の向上と低下が大きくなっています。

<図1-2-4 持久走の平均値の年次推移（神奈川県）>



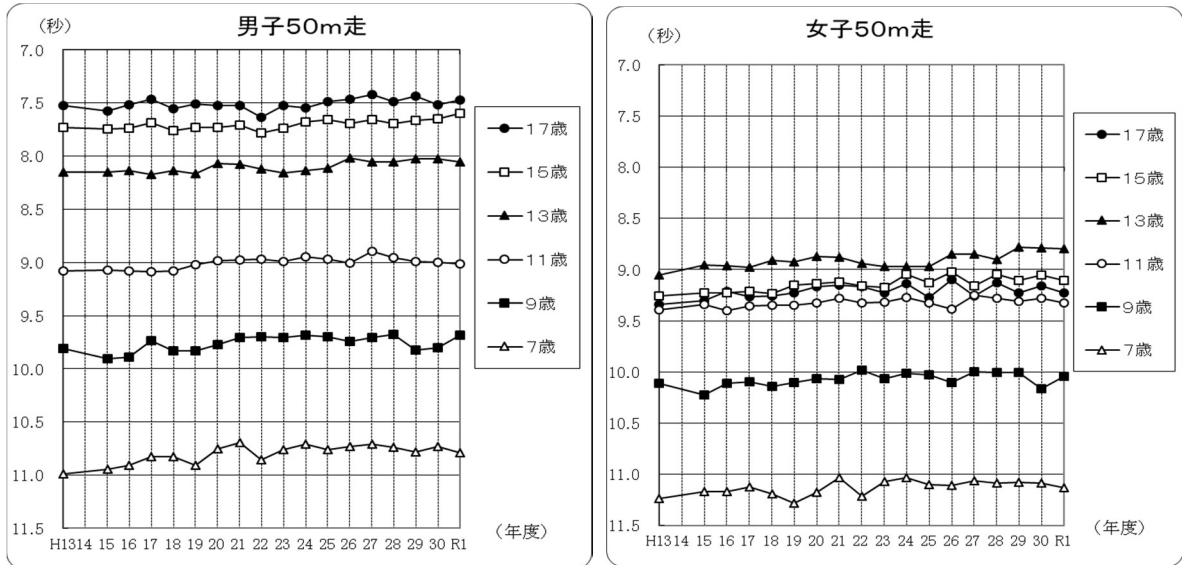
出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

ウ 50m走

「50m走」は、走の運動能力と全身の移動スピードを測定するテスト項目です。

平成13年度以降の年次推移は、男女ともに全ての年齢で横ばいまたは向上傾向にあります。令和元年度は、男子9・15歳で最も高い値となりました。

<図1-2-5 50m走の平均値の年次推移（神奈川県）>



出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）



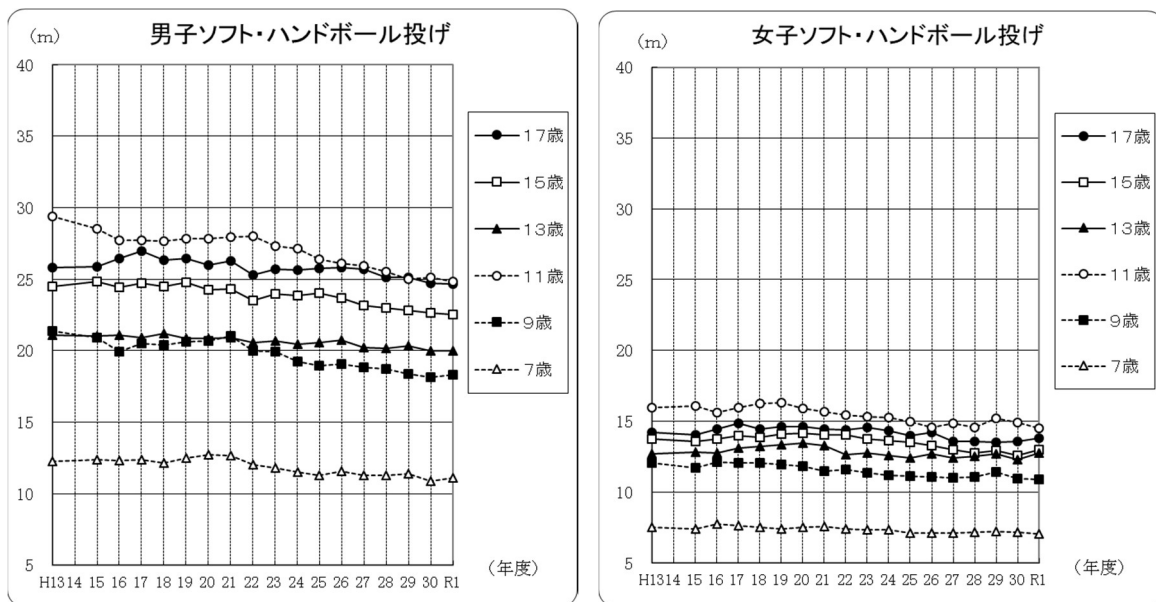
エ ソフト・ハンドボール投げ

「ソフトボール投げ」及び「ハンドボール投げ」は巧緻性に係る投の運動能力と筋パワー（瞬発力）を測定するテスト項目です。

平成13年度以降の年次推移は、男子は全ての年齢で低下傾向にあり、女子も全ての年齢で緩やかながら低下傾向にあります。

令和元年度は、男子11・13・15・17歳、女子7・9・11歳で最も低い値となりました。

＜図1-2-6 ソフト・ハンドボール投げの平均値の年次推移（神奈川県）＞



出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

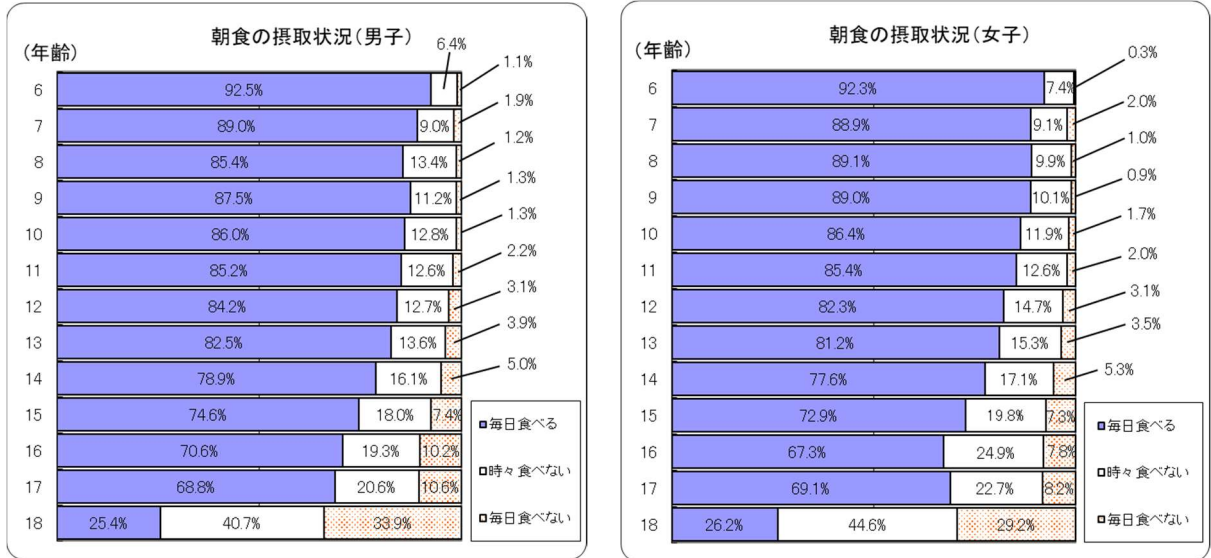
### 3 生活習慣と意識

#### (1) 基本的な生活習慣

##### ア 朝食の摂取状況

男女ともに年齢が上がるにつれて、朝食を毎日食べる割合が減少傾向にあります。また、男女ともに10歳あたりから朝食を毎日食べない割合が増加傾向にあります。

<図1-3-1 朝食の摂取状況（神奈川県）>

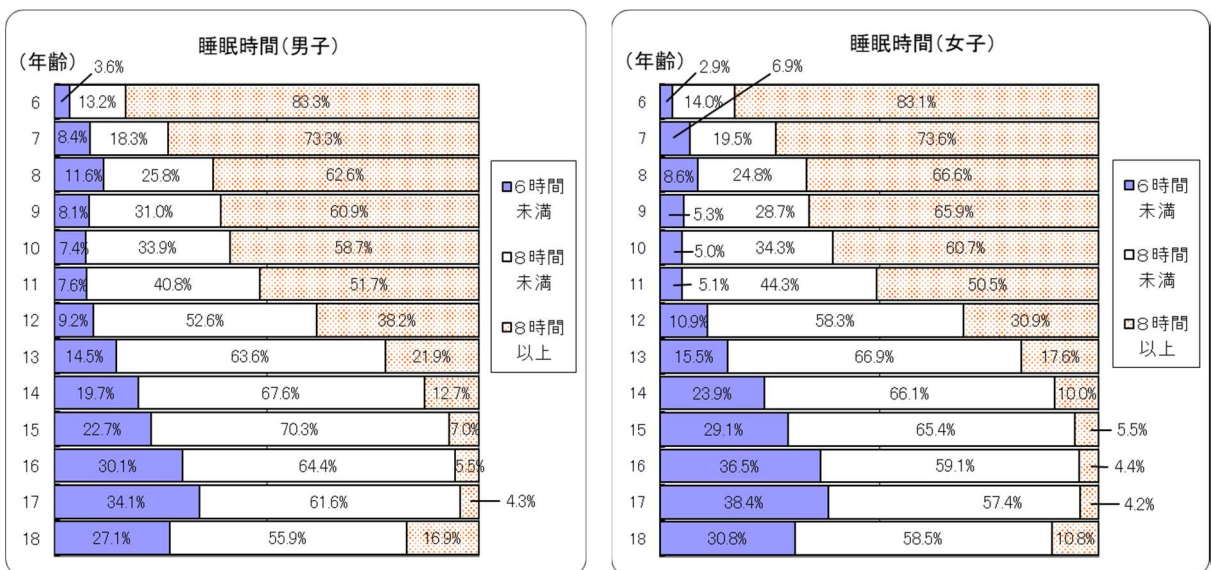


出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

##### イ 睡眠時間

睡眠時間が6時間未満の割合は、男女の18歳を除き、男女とも11歳以降増加し、8時間以上の割合は、男女ともに18歳を除き、年齢が上がるにつれて減少傾向にあります。

<図1-3-2 睡眠時間（神奈川県）>



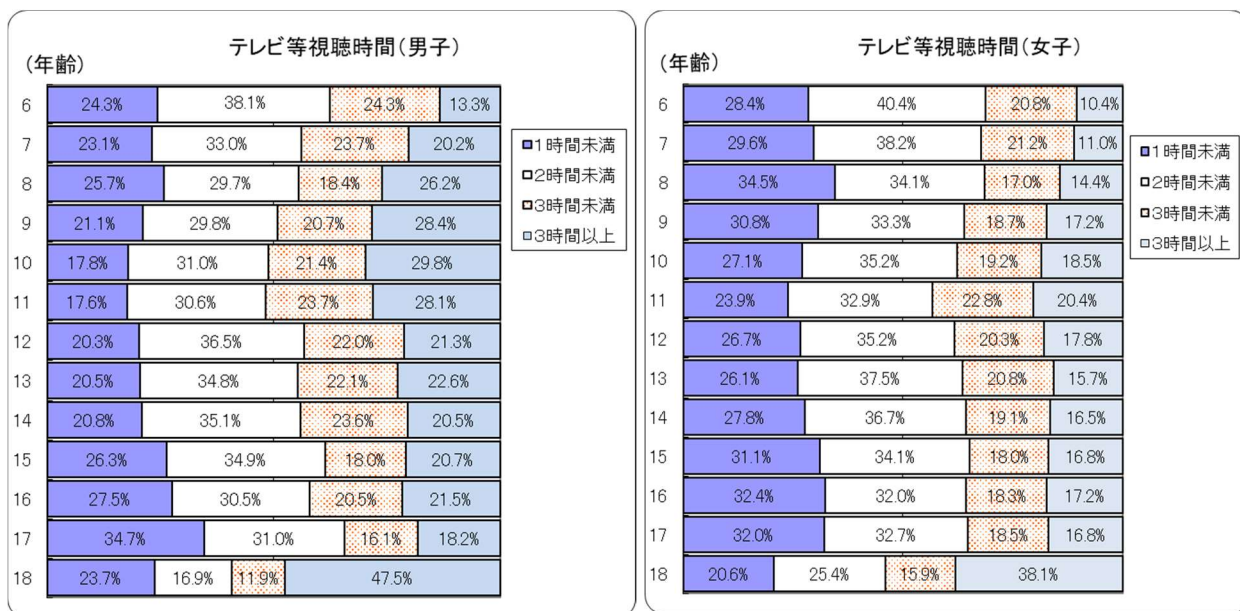
出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

ウ テレビ等視聴時間

テレビ等視聴時間が3時間未満と3時間以上を合わせた割合は、男女ともに小学校（6歳～11歳）において、年齢が上がるにつれて増加傾向にあります。

中学校（12歳～14歳）、高校（15歳～17歳）での視聴時間の割合は、男女ともにほぼ同じ割合です。

＜図1-3-3 テレビ等視聴時間（神奈川県）＞



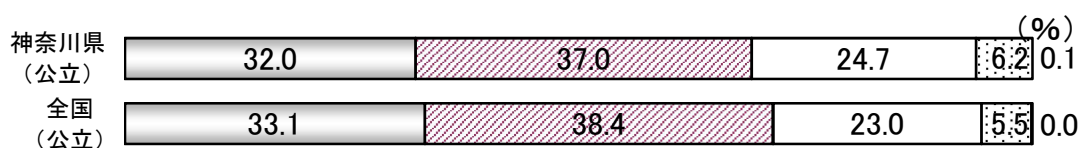
出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

エ 家での勉強

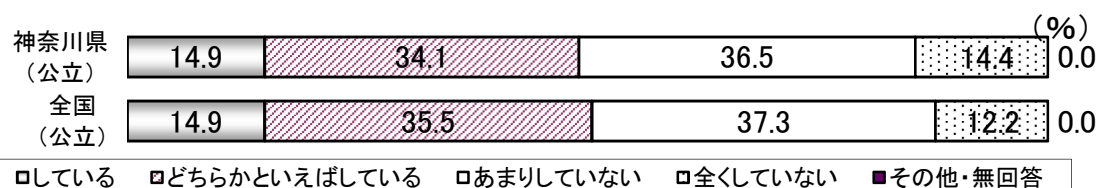
家で自分で計画を立てて勉強をしている小学生の割合は69.0%、中学生の割合は49.0%となっています。

＜図1-3-4 家で自分で計画を立てて勉強をしていますか（神奈川県）＞

【小学生】



【中学生】



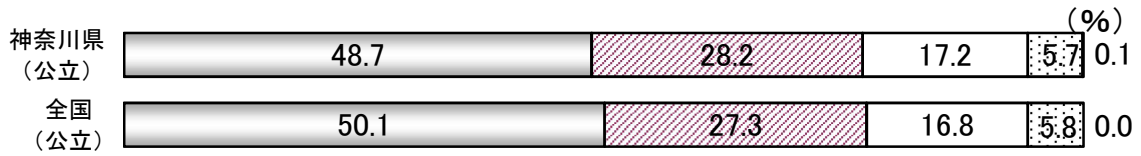
出典：令和元年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

(2) 家庭でのコミュニケーション

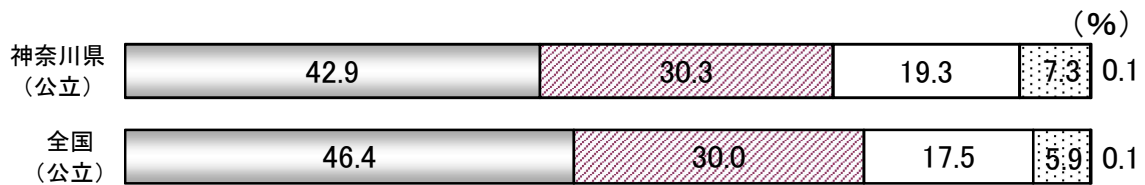
家の人と学校での出来事について話をしていると答えた小学生の割合が76.9%、中学生の割合が73.2%となっています。

<図1-3-5 家の人と学校での出来事について話をしますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】



話をしている    どちらかといえばしている    あまりしていない    全くしていない    その他・無回答

出典：令和元年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

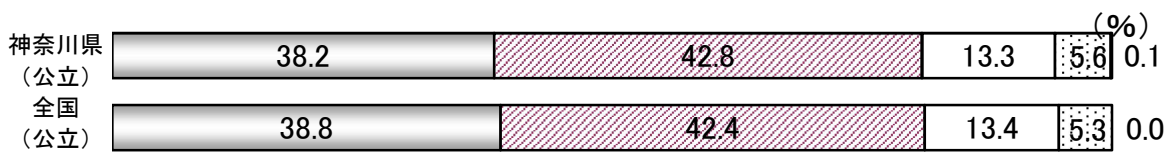
(3) 青少年の意識

ア 自己肯定感

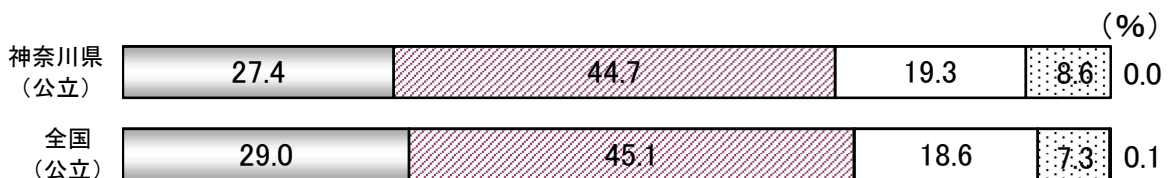
自分にはよいところがあると思うと答えた小学生は81.0%、中学生は72.1%であり、将来の夢や目標を持っていると答えた小学生は82.1%、中学生は67.7%となっています。

<図1-3-6 自分には、よいところがあると思いますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】



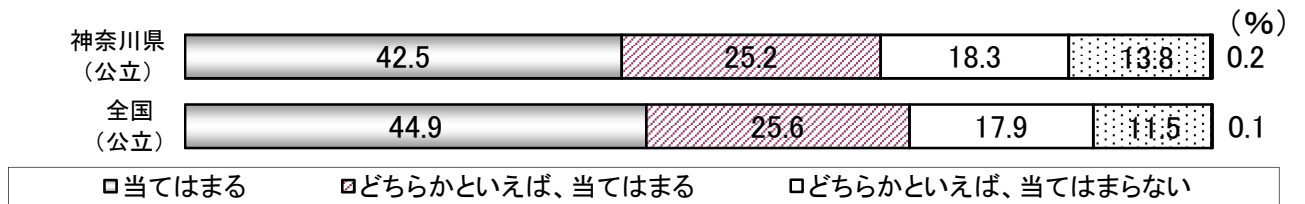
当てはまる    どちらかといえば、当てはまる    どちらかといえば、当てはまらない    当てはまらない    その他・無回答

出典：令和元年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

<図1-3-7 将来の夢や目標を持っていますか（神奈川県）>  
【小学生】



【中学生】



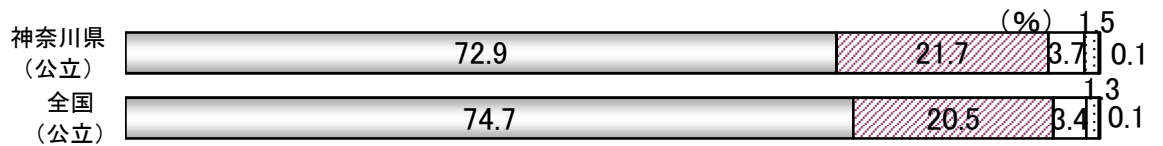
出典：令和元年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

イ 人間関係

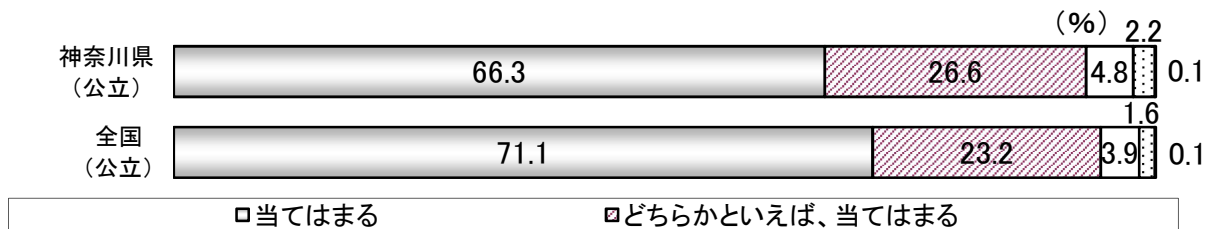
人の役に立つ人間になりたいと思うと答えている割合は、小学生・中学生ともに90%を超えています。

<図1-3-8 人の役に立つ人間になりたいと思いますか（神奈川県）>

【小学生】



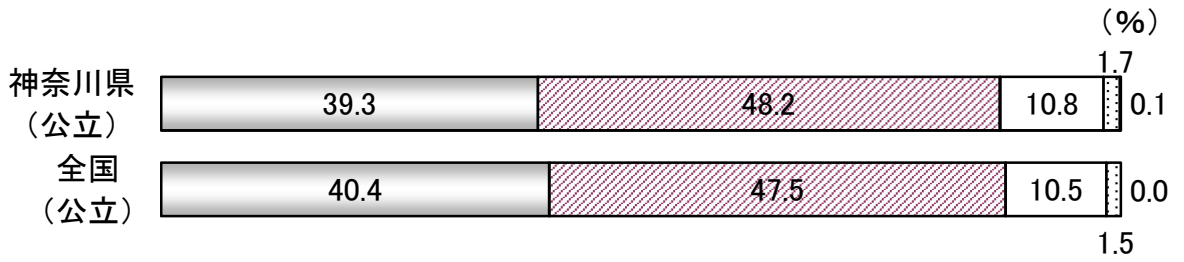
【中学生】



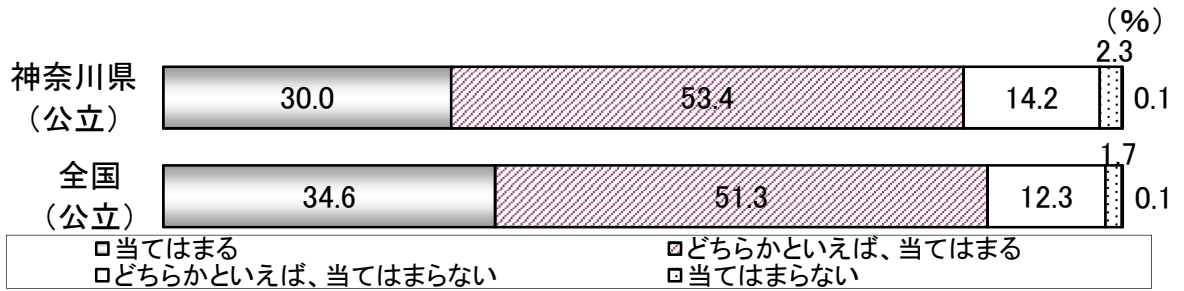
出典：令和元年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

<図1-3-9 人が困っているときは、進んで助けていますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】



出典：令和元年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

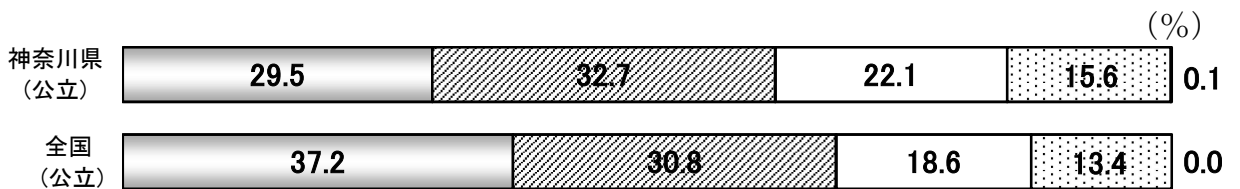
4 地域との関わり

(1) 地域行事への参加

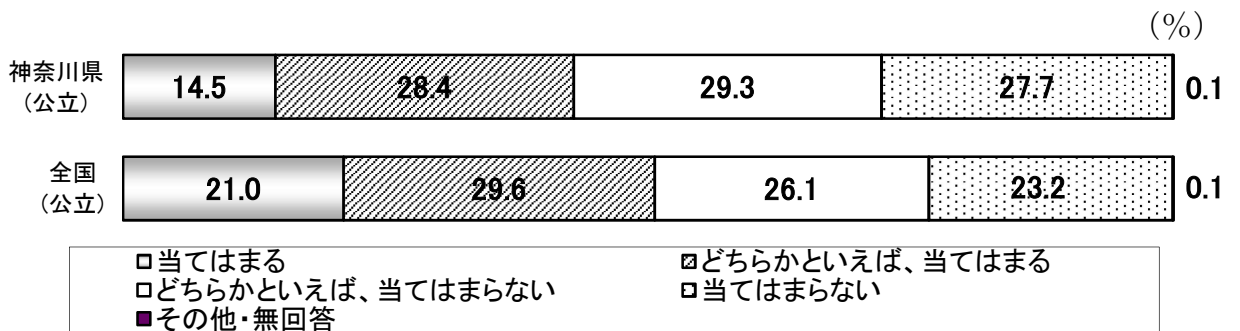
今住んでいる地域の行事に参加していると答えた割合は、小学生が62.2%、中学生が42.9%です。

<図1-4-1 今住んでいる地域の行事に参加していますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】

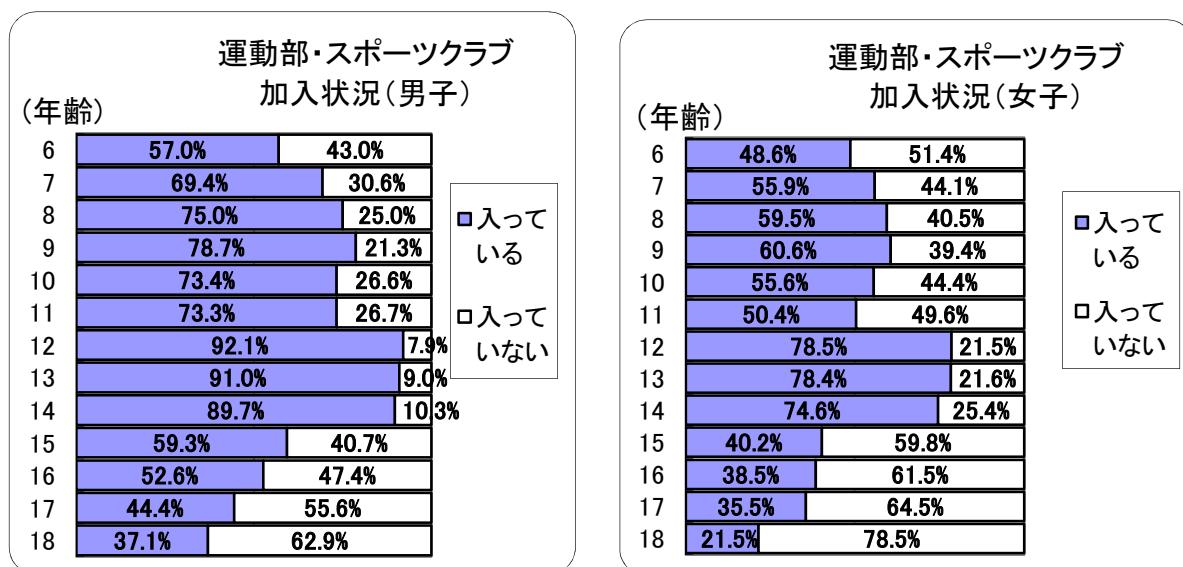


出典：令和元年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

(2) 運動部や地域のスポーツクラブへの加入状況

全ての年齢で、男子の加入率が女子よりも高い傾向にあります。男女とも中学生（12歳～14歳）の加入率が他校種と比較して高く、各校種においては、小学生（6歳～11歳）では男女ともに9歳、中学生（12歳～14歳）では男女ともに12歳、高校生（15歳～18歳）では男女ともに15歳が最も高くなっています。

<図1-4-2 運動部や地域のスポーツクラブへの加入状況（神奈川県）>



出典：令和元年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

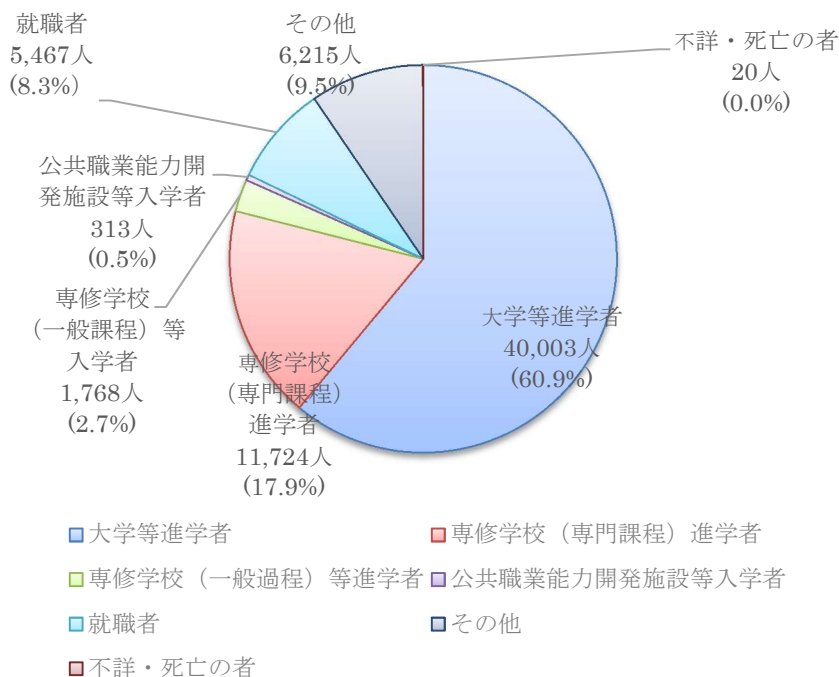
## 5 青少年の就労

### (1) 新卒業者の進路

高等学校（本科）卒業生数は、6万5,684人であり、そのうち、大学等に進学した者が60.9%、就職した者が8.5%となっている。

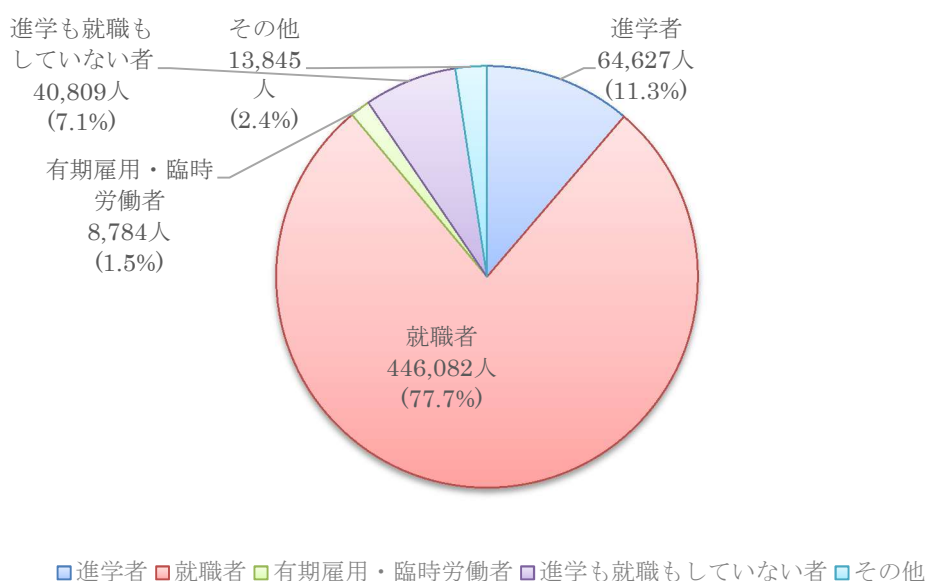
また、全国の大学卒業生は、57万3,947人であり、そのうち、大学院等に進学した者が11.3%、就職した者が77.7%である一方、進学も就職もしていない者が7.1%となっている。

<図1-5-1 高等学校卒業生の進路別割合（神奈川県）>



出典: 令和2年度神奈川県学校基本統計(統計センター)を基に青少年課作成

<図1-5-2 大学卒業生の進路別割合（全国）>



出典: 令和2年度学校基本調査(文部科学省)を基に青少年課作成

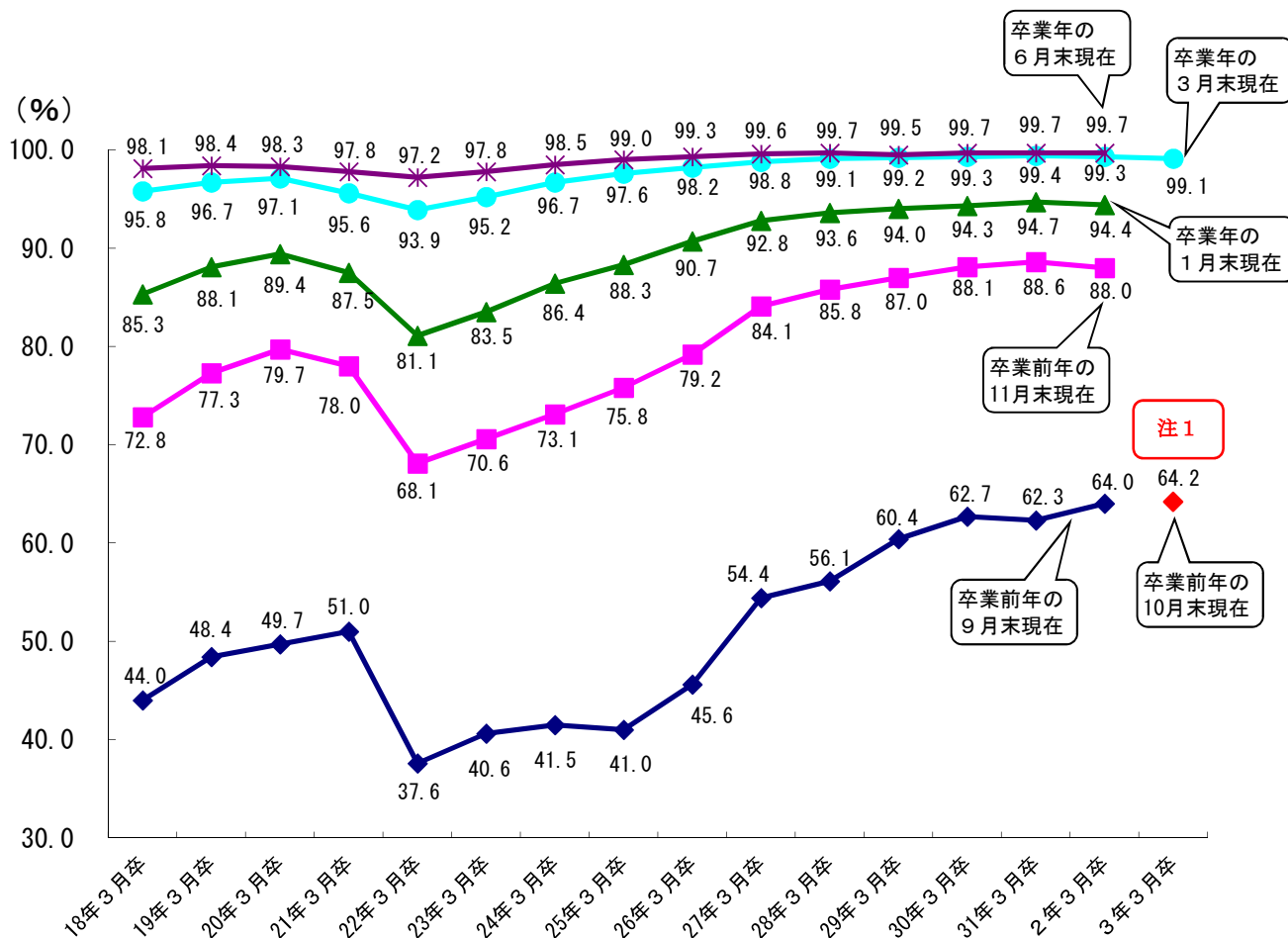


(2) 新規学卒者・卒業予定者の就職内定等状況

ア 高校新卒者の就職内定状況

令和3年3月に高校を卒業する生徒について、厚生労働省が令和3年3月末現在の内定状況を取りまとめた結果、全国の高校生の就職内定率は、99.1%（前年同期比0.2ポイント減）と前年度より低下しています。

<図1-5-3 高校新卒者の就職内定率の推移（全国）>



出典：令和2年度「高校・中学新卒者のハローワーク求人に係る求人・求職・就職内定状況」取りまとめ  
(厚生労働省)

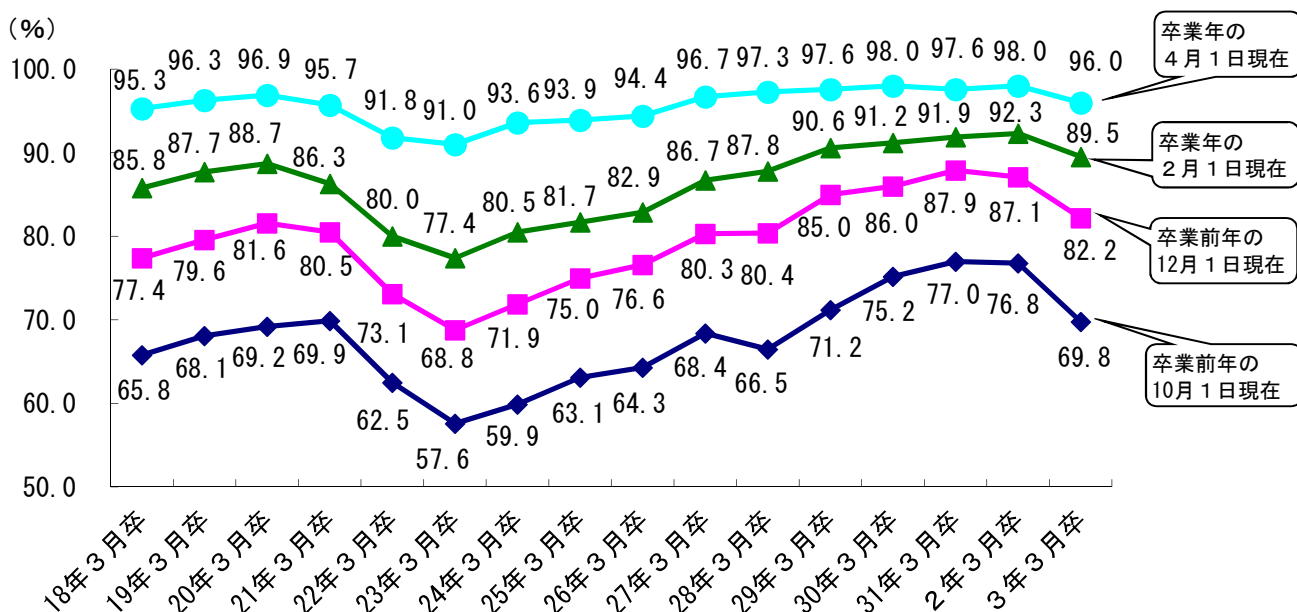
注1) 令和3年3月卒の数値については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和3年3月高校新卒者の就職に関する選考・内定開始期日などの変更があったことを踏まえ、調査時点を10月末に代えて取りまとめています。

注2) 令和3年3月卒から、「11月末現在」及び「1月末現在」は集計していません。

イ 大学卒業（予定）者の就職（内定）状況

令和3年3月に大学を卒業する全国の学生の就職状況などを厚生労働省と文部科学省が共同で調査した結果、令和3年4月1日現在、就職率は、96.0%（前年同期比2.0ポイント減）と前年度より低下しています。

<図1-5-4 大学卒業（予定）者の就職（内定）率の推移（全国）>

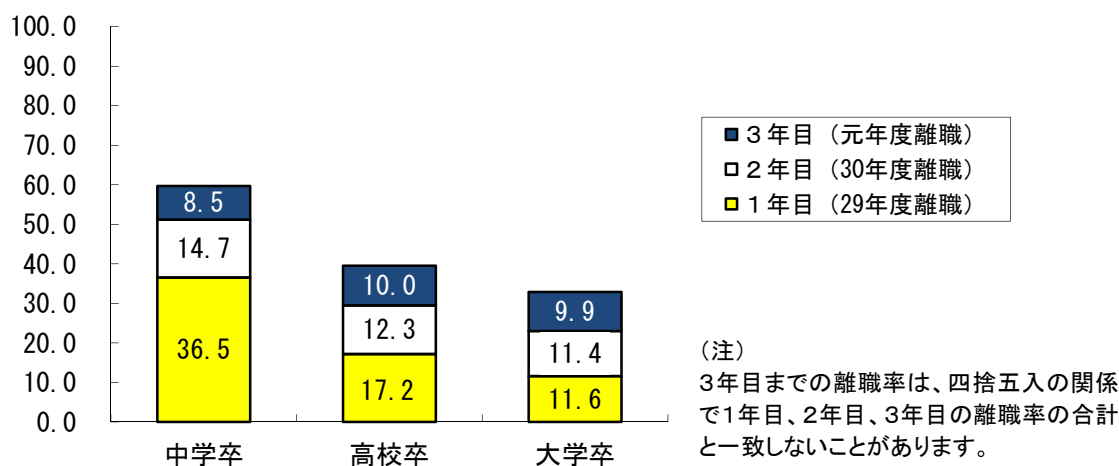


出典：令和2年度「大学等卒業者の就職状況調査」（厚生労働省、文部科学省）

ウ 離職率

中学、高校、大学の卒業後3年以内に離職する割合は、中学卒が59.8%、高校卒が39.5%、大学卒が32.8%となっています。

<図1-5-5 平成29年3月卒業者の在職期間別離職率（全国）>

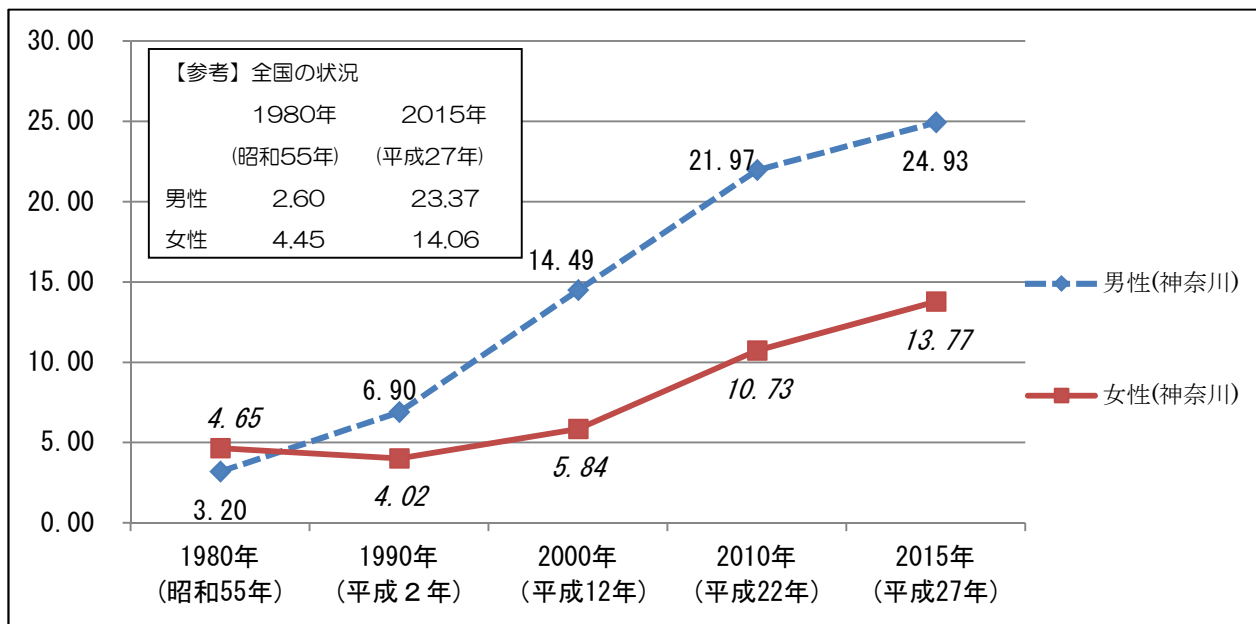


出典：新規学卒就職者の離職状況（厚生労働省）

## 6 ライフキャリア・結婚

全国的に未婚率が高まる中、本県の生涯未婚率は、1980年（昭和55年）から2015年（平成27年）の35年間で、男性は約8倍に、女性は約3倍に増えています。全国調査の結果によると、18～34歳の未婚者の約9割が「いずれ結婚するつもり」と考えており、独身に止まっている理由として、25～34歳の未婚者の約5割が「適当な相手にめぐり合わない」と回答しています。

(%) <図1-6-1 生涯未婚率の推移（神奈川県）>



※生涯未婚率は、45歳～49歳と50歳～54歳の未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率

出典:国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2017年版」を基に青少年課作成

<図1-6-2 未婚者の生涯の結婚意思（全国）>

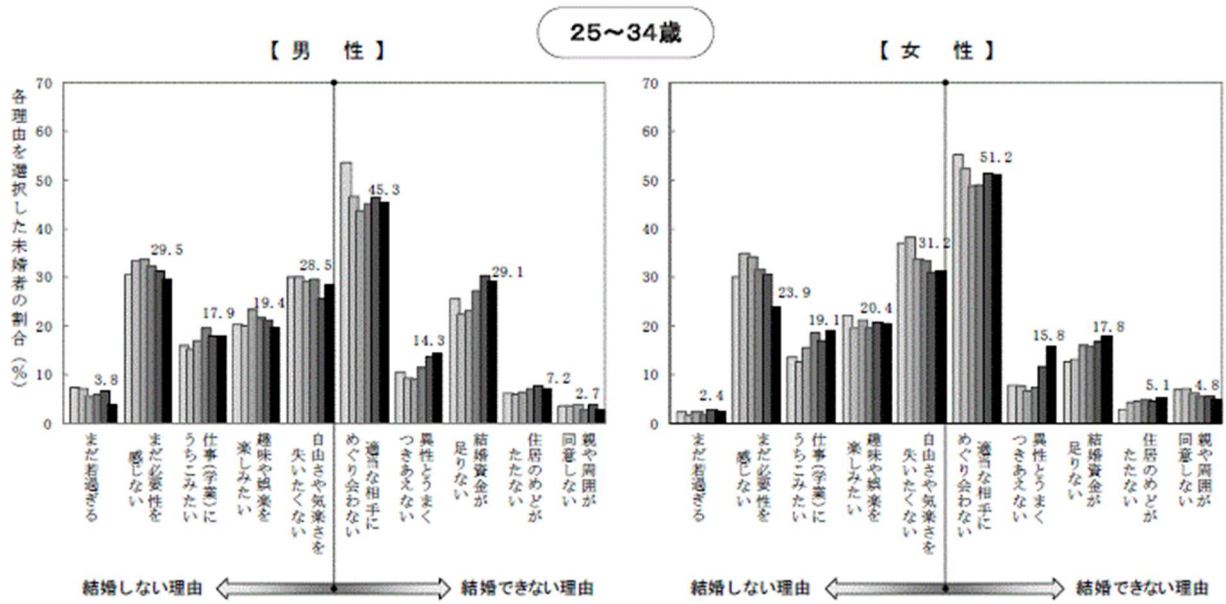
生涯の結婚意思		第9回調査 (1987年)	第10回 (1992年)	第11回 (1997年)	第12回 (2002年)	第13回 (2005年)	第14回 (2010年)	第15回 (2015年)
【男性】	いずれ結婚するつもり	91.8%	90.0	85.9	87.0	87.0	86.3	85.7
	一生結婚するつもりはない	4.5	4.9	6.3	5.4	7.1	9.4	12.0
	不詳	3.7	5.1	7.8	7.7	5.9	4.3	2.3
	総数（18～34歳） （客体数）	100.0 (3,299)	100.0 (4,215)	100.0 (3,982)	100.0 (3,897)	100.0 (3,139)	100.0 (3,667)	100.0 (2,706)
【女性】	いずれ結婚するつもり	92.9%	90.2	89.1	88.3	90.0	89.4	89.3
	一生結婚するつもりはない	4.6	5.2	4.9	5.0	5.6	6.8	8.0
	不詳	2.5	4.6	6.0	6.7	4.3	3.8	2.7
	総数（18～34歳） （客体数）	100.0 (2,605)	100.0 (3,647)	100.0 (3,612)	100.0 (3,494)	100.0 (3,064)	100.0 (3,406)	100.0 (2,570)

注：対象は18～34歳の未婚者。

設問「自分の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちのどちらですか。」(1.いずれ結婚するつもり、2.一生結婚するつもりはない)。

出典:第15回出生動向基本調査(国立社会保障・人口問題研究所)

<図1-6-3 独身にとどまっている理由（全国）>



注：対象は18~34歳の未婚者。何%の人が各項目を独身にとどまっている理由(3つまで選択)として挙げているかを示す。グラフ上の数値は第15回調査のもの。

設問「あなたが現在独身でいる理由は、次の中から選ぶとすればどれですか。ご自分に最もあてはまると思われる理由を最高3つまで選んで、右の回答欄に番号を記入してください(すでに結婚が決まっている方は、「最大の理由」の欄に12を記入してください)。」

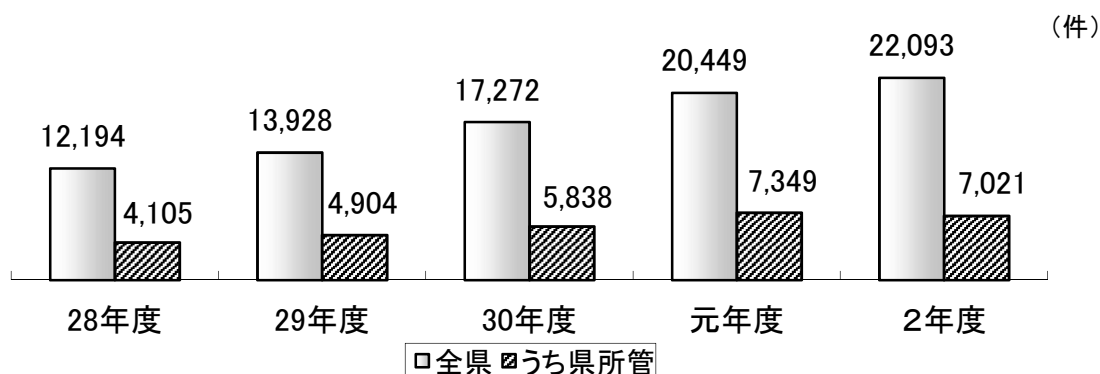
出典：第15回出生動向基本調査(国立社会保障・人口問題研究所)

## 第2 困難を有する青少年

### 1 児童虐待の状況

令和2年度の県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、過去最多となる22,093件でした。件数増加の要因として、警察からのDVによる虐待通告の増加と泣き声通報等の比較的軽微な段階での通告件数の増加があげられます。また、児童虐待に対する県民や関係機関の認識の高まりや、全県的な広報啓発による通告義務や早期相談について周知されたことが大きな要因であると考えられます。

<図2-1-1 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（神奈川県）>



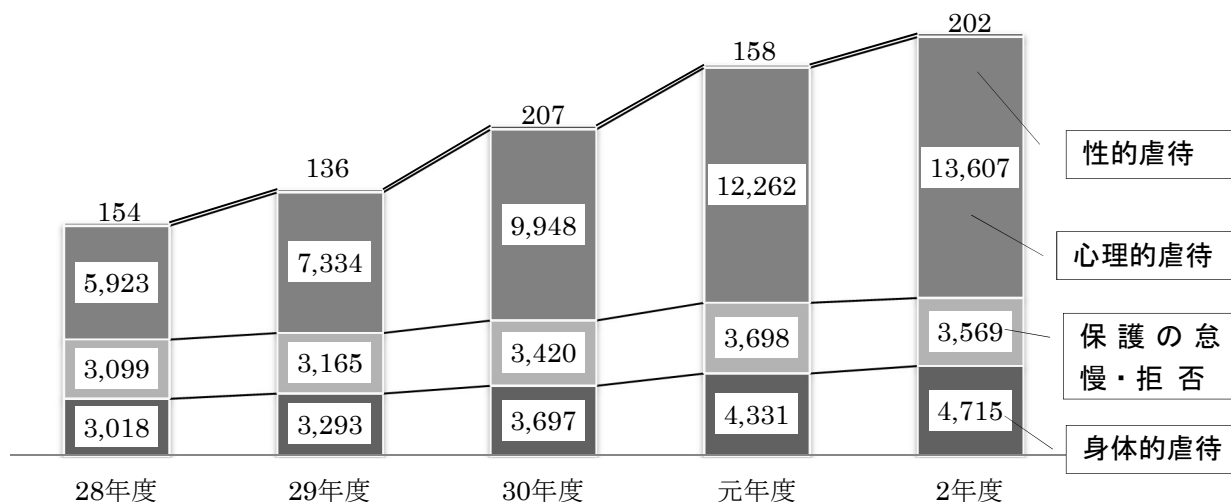
出典：子ども家庭課資料

<表2-1-1 児童相談所における児童虐待相談の内容別件数内訳（神奈川県）>

区分	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	身体的虐待	総数
令和2年度	202件	13,607件	3,569件	4,715件	22,093件

出典：子ども家庭課資料

<図2-1-2 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（神奈川県）>



出典：子ども家庭課資料

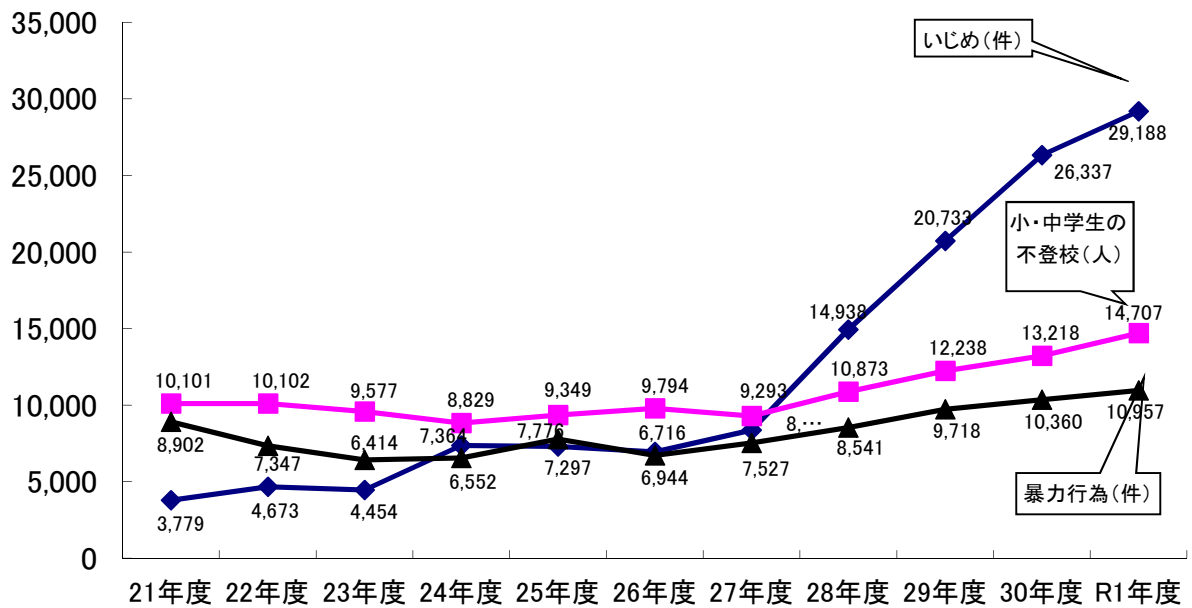
## 2 いじめ・暴力行為及び不登校の状況

国公立学校で認知されたいじめの認知件数は、前年度比2,851件増加の29,188件で、全国で5番目に多い件数となりました。国公立学校において発生した暴力行為の件数は、前年度比597件増の10,957件で、全国で1番目となっています。

国公立小・中学校の不登校児童・生徒数は14,707人で、前年度に比べ1,489人増加し、全国で2番目となっています。

なお、いじめの認知件数については、いじめ防止対策推進法に示されているいじめの定義に基づき、各学校が、いじめられたとする児童・生徒の立場に立ち、積極的ないじめの認知を行っていることが増加要因の一つとして考えられます。

＜図2-2-1 いじめ・暴力行為及び不登校の推移（神奈川県）＞



出典：令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)

＜図2-2-2 いじめ・暴力行為及び不登校の全国順位（神奈川県）＞

■ いじめの認知件数 (国公立小・中・高・特別支援学校)	■ 暴力行為の発生件数 (国公立小・中・高等学校)	■ 不登校の児童・生徒数 (国公立小・中・高等学校)
1位 東京都 65,358件 2位 千葉県 52,850件 3位 大阪府 43,911件  5位 <b>神奈川県 29,188件</b> ※1,000人あたりの認知件数は、32.3件(全国32位)	1位 <b>神奈川県 10,957件</b> 2位 大阪府 6,246件 3位 愛知県 5,319件  ※1,000人あたりの発生件数は、12.2件(全国3位)	小・中学校 1位 東京都 17,651人 2位 <b>神奈川県 14,707人</b> 3位 大阪府 12,480人 ※1,000人あたりの不登校生徒数21.4人(全国7位) 高等学校 1位 大阪府 5,924人 2位 東京都 4,226人 3位 <b>神奈川県 3,281人</b> ※1,000人あたりの不登校生徒数16.0人(全国19位)

出典：令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)

### 3 問題行動等

#### (1) 非行少年の状況

令和2年中に県内で検挙・補導された非行少年は1,788人で、前年に比べ165人（8.4%）減少しています。内訳をみると、刑法犯で検挙・補導された少年は15年連続で減少しており、過去15年で最も多かった平成18年（9,923人）と比べ8,135人（82.0%）減少しています。

また、刑法犯の再犯者率は、約3割で推移しています。

＜表2-3-1 非行少年の推移（神奈川県）＞

（単位：人）

区分		28年	29年	30年	元年	2年	
非行少年	合計	3,276	2,814	2,352	1,953	1,788	
	刑法犯	犯罪少年	2,577	2,135	1,704	1,409	1,245
		触法少年	154	171	146	97	50
		計	2,731	2,306	1,850	1,506	1,295
	特別法犯	犯罪少年	518	500	494	441	487
		触法少年	14	2	4	4	3
		計	532	502	498	445	490
ぐ犯少年	13	6	4	2	3		
不良行為少年		37,572	37,559	37,412	34,937	32,574	

※非行少年：犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年の総称

※犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

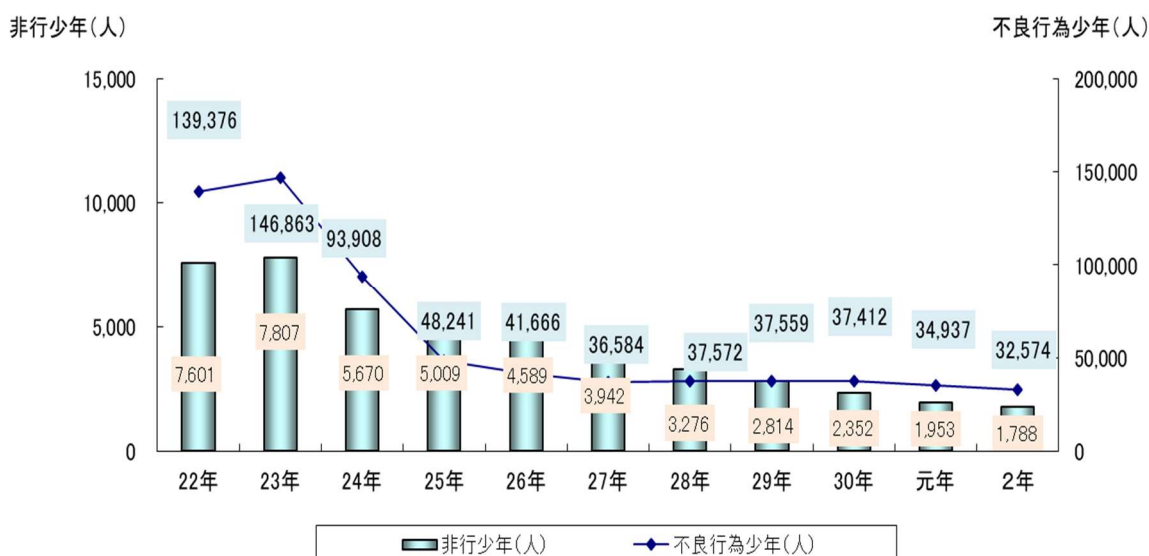
※触法少年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

※ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があり、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

※不良行為少年：非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいかの他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

出典：警察本部少年育成課資料

＜図2-3-1 非行少年等の検挙・補導状況（神奈川県）＞



出典：警察本部少年育成課資料

＜表2-3-2 再犯者率の推移（神奈川県）＞

(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
刑法犯	2,577	2,135	1,704	1,409	1,245
再犯者	880	729	617	477	403
再犯者率 (%)	34.1	34.1	36.2	33.9	32.4
凶悪犯	36	26	23	31	40
再犯者	24	19	11	15	24
再犯者率 (%)	66.7	73.1	47.8	48.4	60.0
粗暴犯	289	205	277	228	192
再犯者	140	110	162	117	93
再犯者率 (%)	48.4	53.7	58.5	51.3	48.4
窃盗犯	1,589	1,321	954	766	636
再犯者	539	437	300	244	200
再犯者率 (%)	33.9	33.1	31.4	31.9	31.4
その他	663	583	450	384	377
再犯者	177	163	144	101	86
再犯者率 (%)	26.7	28.0	32.0	26.3	22.8

(備考) 1 触法少年を除く

2 再犯者率とは、検挙人員に占める再犯者の割合をいい、過去の罪種は問わない。

出典：警察本部少年育成課資料

(2) 薬物乱用の状況

令和2年中に薬物乱用で検挙・補導された少年は114人で、学校・職業別では有職、無職少年が86人と、全体の75.4%を占めています。

＜表2-3-3 薬物乱用少年の推移（神奈川県）＞

(単位：人)

区 分	28年	29年	30年	元年	2年
毒物及び劇物取締法違反	2	0	0	0	0
覚醒剤取締法違反	11	3	11	10	10
大麻取締法違反	15	18	47	75	98
麻薬及び向精神薬取締法違反	1	2	3	2	6
合 計	29	23	61	87	114

出典：警察本部少年育成課資料

＜表2-3-4 令和2年中における薬物乱用少年の学校・職業別の状況（神奈川県）＞

(単位：人)

	総数	生徒・学生				有職少年	無職少年
		中学生	高校生	その他の学生	小計		
毒物及び劇物取締法違反	0	0	0	0	0	0	
覚醒剤取締法違反	10	0	1	1	2	6	
大麻取締法違反	98	0	16	8	24	49	
麻薬及び向精神薬取締法違反	6	0	2	0	2	3	
合 計	114	0	19	9	28	58	

出典：警察本部少年育成課資料



(3) 不良行為少年の状況

令和2年中に不良行為少年として補導された少年は32,574人で、深夜はいかい、喫煙で補導された少年が83.6%を占めています。

学校・職業別では、高校生が16,546人で全体の50.8%、中学生が2,871人で全体の8.8%を占めています。

<表2-3-5 不良行為少年の推移（神奈川県）>

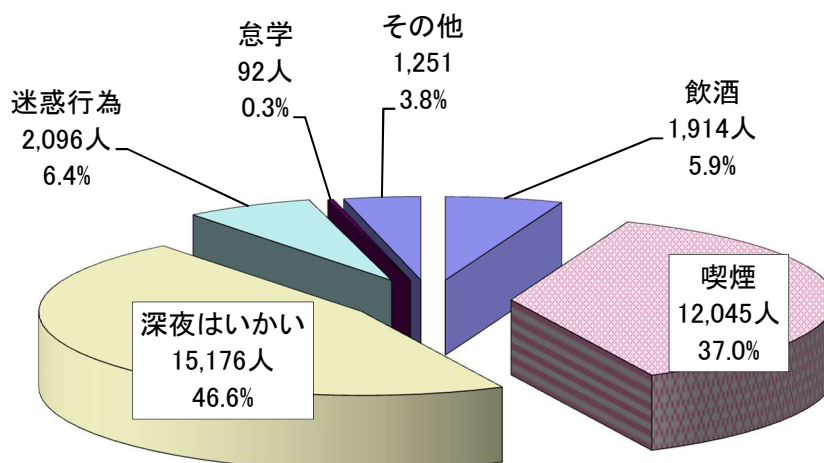
(単位：人)

区 分	28年	29年	30年	元年	2年
飲酒	1,449	1,606	1,744	1,902	1,914
喫煙	11,551	12,058	11,564	10,236	12,045
深夜はいかい	22,902	21,876	21,906	19,903	15,176
迷惑行為	595	823	763	1,156	2,096
怠学	179	210	202	174	92
その他	896	986	1,233	1,566	1,251
合計	37,572	37,559	37,412	34,937	32,574

(備考) その他の主な行為は、不健全娯楽、家出、粗暴行為等

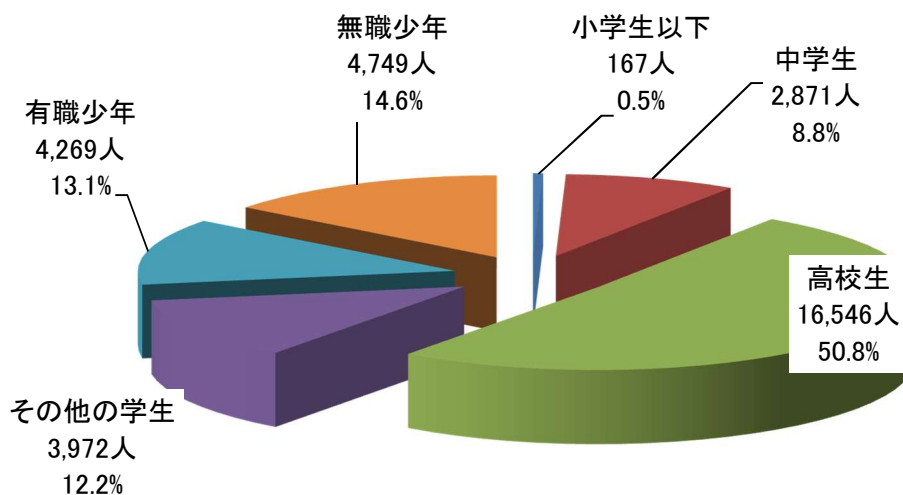
出典：警察本部少年育成課資料

<図2-3-2 令和2年中における不良行為少年の行為別状況（神奈川県）>



出典：警察本部少年育成課資料

<図2-3-3 令和2年中における不良行為少年の学校・職業別状況（神奈川県）>



出典:警察本部少年育成課資料

(4) 福祉犯による被害の状況

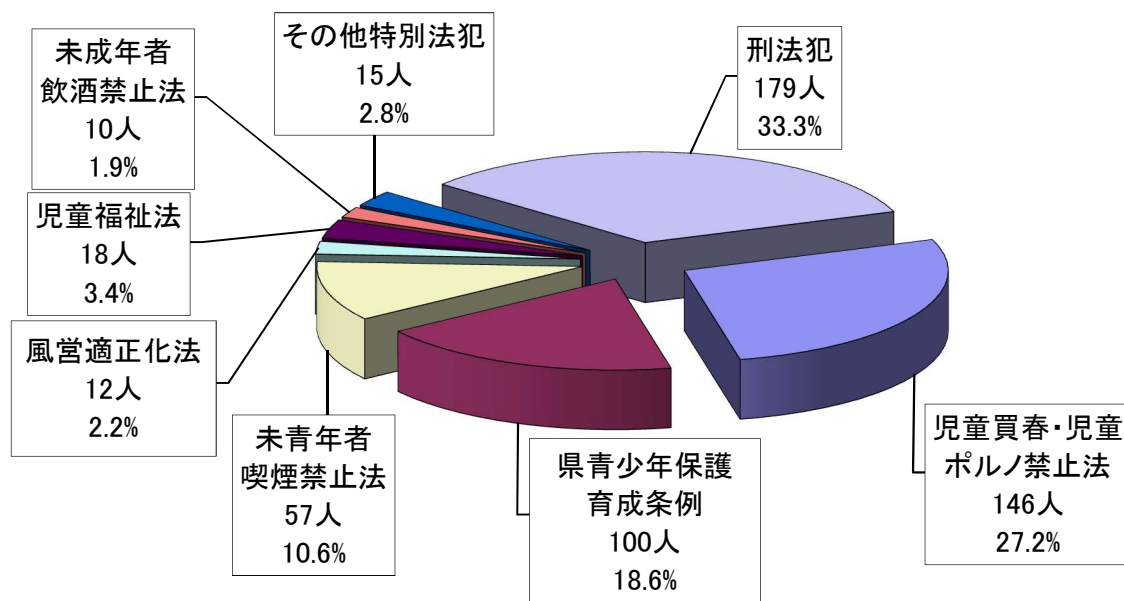
令和2年中に少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の被害に遭った少年は537人となっています。法令別では、刑法犯が179人（33.3%）（うち強制わいせつが139人）と最も多く、次いで児童買春・児童ポルノ法違反が146人（27.2%）、県青少年保護育成条例違反が100人（18.6%）となっています。

<表2-3-6 福祉犯（刑法犯を含む）の推移（神奈川県）>

区 分	28年	29年	30年	元年	2年
検挙件数（件）	1,033	1,034	1,018	985	897
検挙人員（人）	899	829	844	826	772
被害少年（人）	696	736	677	627	537

出典:警察本部少年育成課資料

<図2-3-4 令和2年中における福祉犯による被害少年の法令別状況（神奈川県）>



出典：警察本部少年育成課資料

#### 4 ひきこもりの状況

##### (1) ひきこもりの数

内閣府が平成27年12月に全国5,000人の若者（15歳から39歳）を対象に実施した調査「若者の生活に関する調査報告書」（平成28年9月）によると、ひきこもり群（以下「ひきこもり」という。）は全国で約541,000人と推計され、その割合を基に推計した県内のひきこもりは、約41,000人になります。

<表2-4-1 ひきこもり群の推計数(全国)>

	有効回収率に占める割合 (%)	全国の推計数 (万人) (注1)	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.06	36.5	} 準ひきこもり 36.5万人  + 狭義のひきこもり 17.6万人     広義のひきこもり 54.1万人
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.35	12.1	
自室からは出るが、家からは出ない 又は 自室からほとんどでない	0.16	5.5	
<b>計</b>	<b>1.57</b>	<b>ひきこもり群 54.1万人</b>	

ただし、ア) 現在の状態となつて6ヶ月以上の者のみ

イ) 「現在の状態のきっかけ」で、「病気（病名： ）」に統合失調症又は身体的な病気、又は「その他（ ）」に自宅で仕事をしていると回答した者を除く

ウ) 「ふだん自宅にいるときによくしていること」で、「家事・育児をする」と回答した者を除く

(注1) 総務省「人口推計」（2015年）によると、15～39歳人口は3,445万人。よって、有効回収率に占める割合 (%) × 3,445万人 = 全国の推計数 (万人)

出典：平成27年度「若者の生活に関する調査」(内閣府)

- (2) 支援対象者が、ひきこもりと同時に抱えている課題  
 不明・未回答という回答を除くと、上位3位までの回答は、「家族との緊張・対立関係（53.1%）」、「精神的な疾病又はその疑い（51.3%）」、「就学先・就労先がない（32.1%）」であった。

＜表2-4-2 支援対象者が、ひきこもりと同時に抱えている課題（複数回答有）（神奈川県）＞

	回答件数	不明を除いた割合
家族との緊張・対立関係	554	53.1%
精神的な疾病又はその疑い （確定診断がなされた統合失調症を除く）	536	51.3%
就学先・就労先がない	335	32.1%
生活困窮	173	16.6%
家庭内暴力	111	10.6%
その他※	158	15.1%
不明	1,000	—

※ その他

…発達障がい（又はその疑い）、親等の介護、疾病（又は体調不良）、対人恐怖（又は不安）、知的障がい（又はその疑い）等

出典：令和元年度「ひきこもりの現状と支援に関する調査」（神奈川県）

- (3) ひきこもり状態となったきっかけ  
 不明・未回答という回答を除くと、上位3位までの回答は、「不登校（36.5%）」、「精神的な疾病又はその疑い（36.1%）」、「人間関係がうまくいかなかった（34.0%）」であった。

＜表2-4-3 ひきこもり状態となったきっかけ＞

	回答件数	不明を除いた割合
不登校（小学校、中学校、高等学校）	374	36.5%
精神的な疾病又はその疑い（確定診断がなされた統合失調症を除く）	370	36.1%
人間関係がうまくいかなかった	348	34.0%
職場になじめなかった	226	22.0%
就職活動がうまくいかなかった	148	14.4%
大学になじめなかった	111	10.8%
受験に失敗した（高等学校、大学）	54	5.3%
その他※	99	9.7%
不明	1,019	—

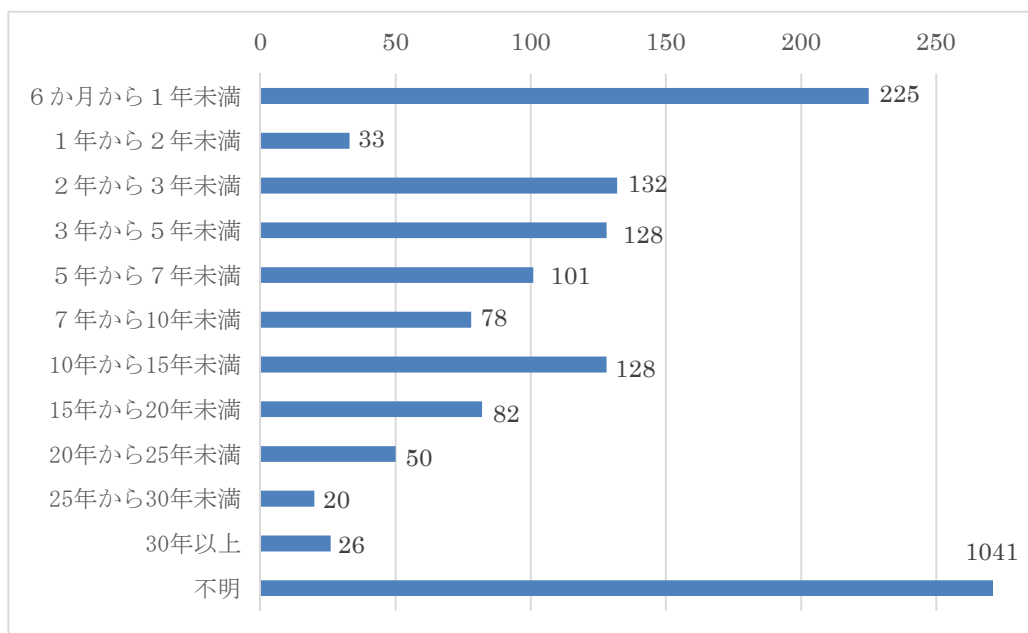
※ その他…疾病（又は体調不良）、家族との緊張・対立関係、親等の介護等

出典：令和元年度「ひきこもりの現状と支援に関する調査」（神奈川県）

- (4) ひきこもり状態となつてからの期間  
 不明・未回答という回答を除くと、「6か月から1年未満」が225人で多く、全体の約2割、「1年から5年未満」が約3割、5年以上が約5割となる。

＜図2-4-1 ひきこもり状態となつてからの期間（平成30年3月末時点）＞

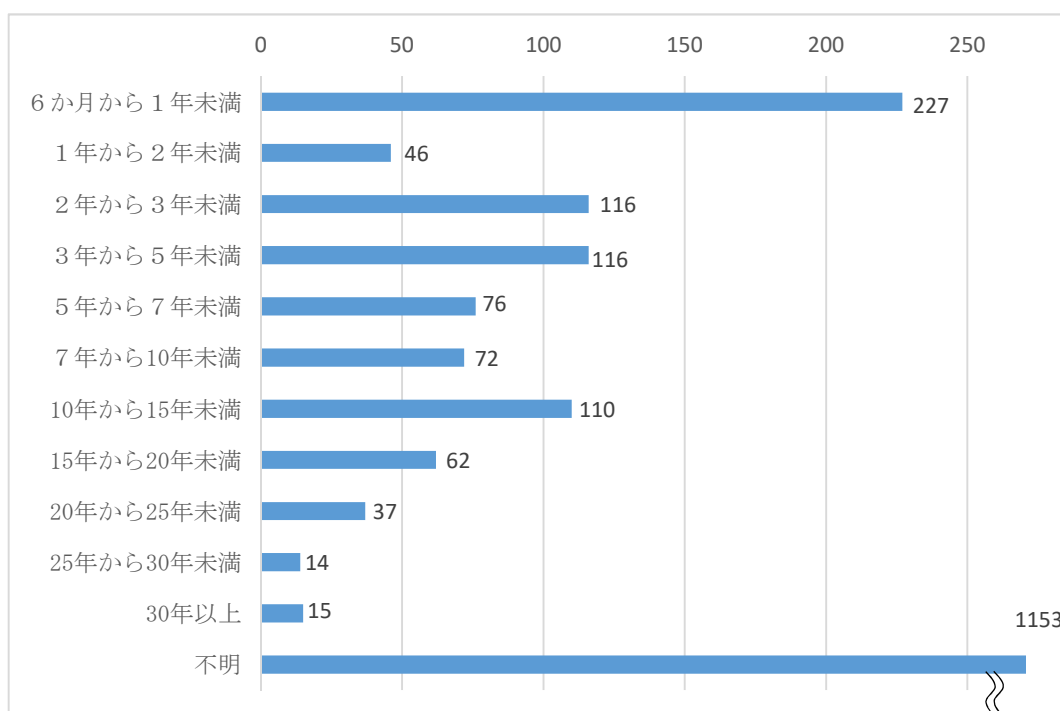
n = 2,044



出典：令和元年度「ひきこもりの現状と支援に関する調査」（神奈川県）

＜図2-4-2 ひきこもり状態となつてから、初めて相談（来所、電話等）するまでの期間＞

n = 2,044



出典：令和元年度「ひきこもりの現状と支援に関する調査」（神奈川県）

(5) 相談実績からみたひきこもりの状況

県立青少年センターでの電話相談の統計(平成16～令和2年度)では、ひきこもりに関する相談は6,015件で、相談全体(43,530件)の約14%を占めています。

その内訳を見ると、年齢構成では、20歳代は51%となっており、30歳以上の相談者の

割合は31%となっています。

また、問題発生から相談に至るまでの期間は、1～3年が17%と最も多くなっていますが、5年、10年という年月を経て相談に至っている相談者も少なくありません。

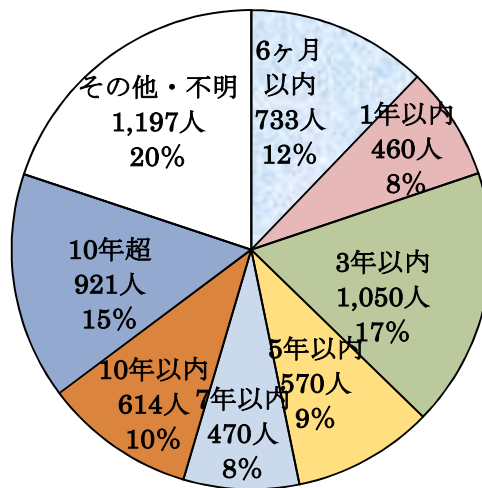
一方、相談実績(令和2年度)では、ひきこもりに関する相談は290件で、相談全体(2,703件)の10.7%を占めています。

その内訳をみると、年齢構成では、20歳代は40.3%、30歳代は31.4%、40歳以上は15.2%となっています。

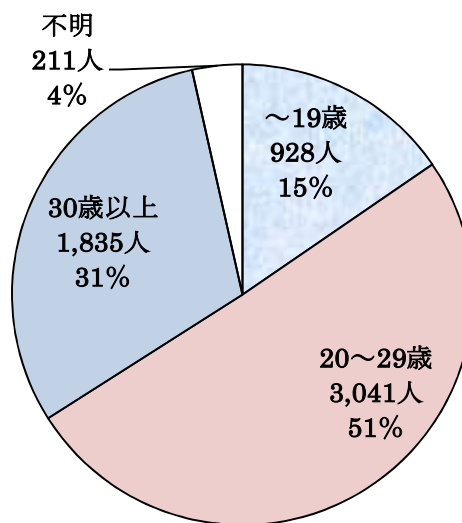
また、問題発生から相談に至るまでの期間は、6ヶ月以内が相談全体の20.7%(60件)と最も多くなっているものの、10年以上を経てからの相談も全体の19%(55件)と増加しています。

＜図2-4-3 相談実績(平成16～令和2年度)から見たひきこもりの状況(神奈川県)＞

問題発生から相談に至るまでの期間



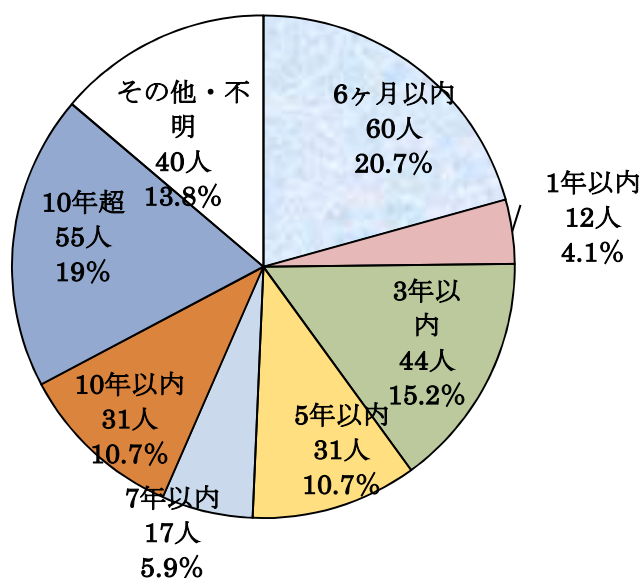
ひきこもり本人の年齢分布



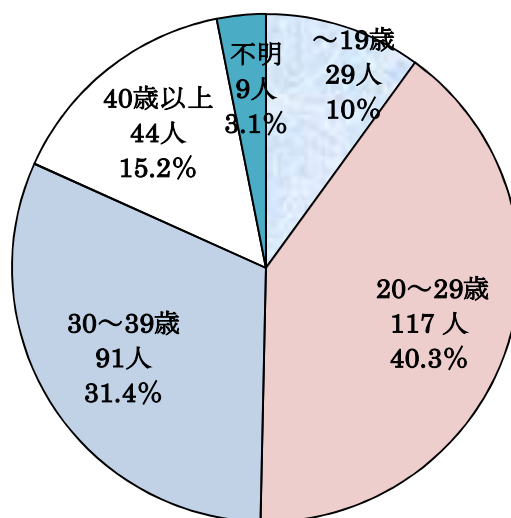
出典: 県立青少年センター青少年サポート課資料

<図2-4-4 相談実績(令和2年度)から見たひきこもりの状況(神奈川県)>

問題発生から相談に至るまでの期間



ひきこもり本人の年齢分布



出典: 県立青少年センター青少年サポート課資料

(注) この統計は、相談員の電話での聞き取りによるものであり、相談の主な内容が「ひきこもり」であるとしたものを、延べ人数で集計しています。

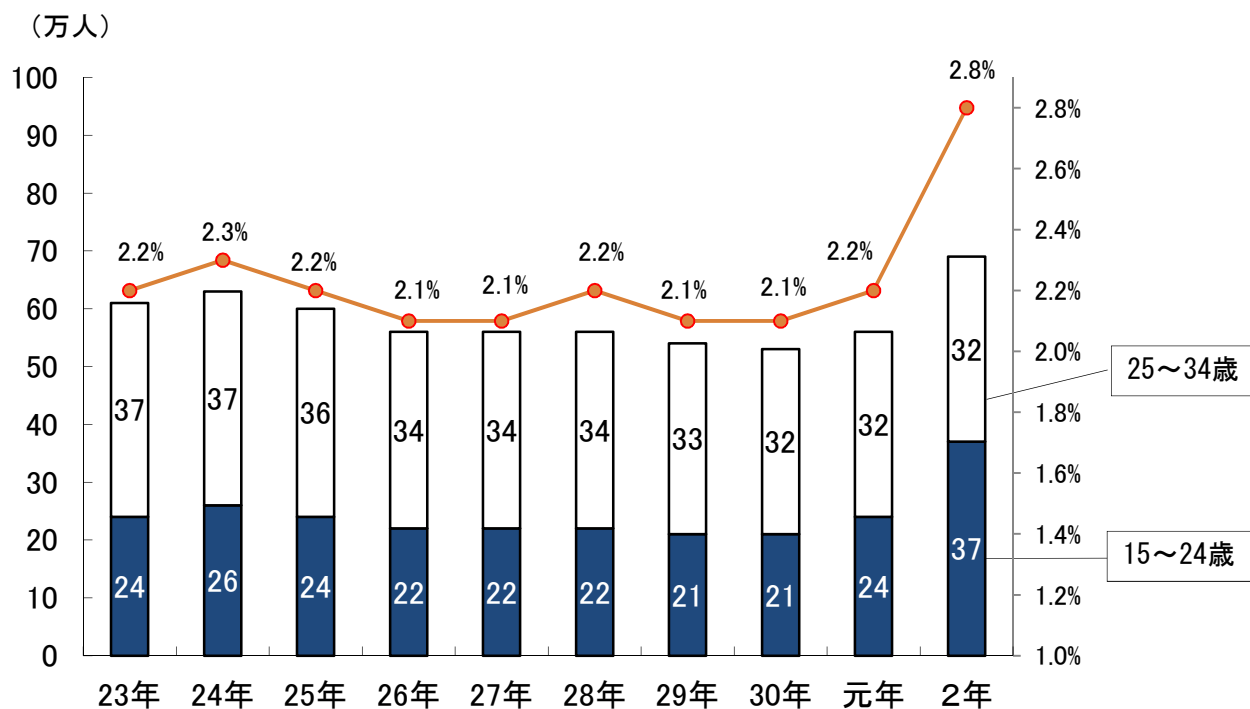
また、相談実績(平成16~令和元年度)の30歳以上の区分には、40歳以上の者も含まれています。

## 5 若年無業者

全国の若年無業者（いわゆる「ニート」）の数は、令和2年は約69万人であり、若年人口2,503万人の約2.8%にあたります。

（備考）「ニート（NEET）」とは「就学、就労をせず、職業訓練も受けない」を意味する英語の頭文字（Not in Education, Employment or Training）をとったもの。厚生労働省では、総務省が行っている労働力調査における、若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者）をいわゆる「ニート」として定義しています。

<図2-5-1 年齢階級別若年無業者の推移（全国）>



出典：労働力調査（基本集計）（総務省統計局）



## 6 子どもの貧困

厚生労働省の調査によると、子どもの貧困率（貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）を下回る子どもの割合）は、13.5%（新基準では14.0%）となっています。また、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）のうち「大人が一人」の世帯員で48.1%（新基準では48.3%）となっています。

＜図2-6-1 子どもの貧困率（全国）＞

	1985 (昭和60)年	1988 ( 63)	1991 (平成3)年	1994 ( 6)	1997 ( 9)	2000 ( 12)	2003 ( 15)	2006 ( 18)	2009 ( 21)	2012 ( 24)	2015 ( 27)	2018 ( 30)		
													新基準	
													( 単 位 : % )	
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	
													( 単 位 : 万 円 )	
中 央 値 ( a )	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244	253	248	
貧 困 線 ( a/2 )	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	127	124	

- 注：1) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。  
 2) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。  
 3) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。  
 4) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。  
 5) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。  
 6) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

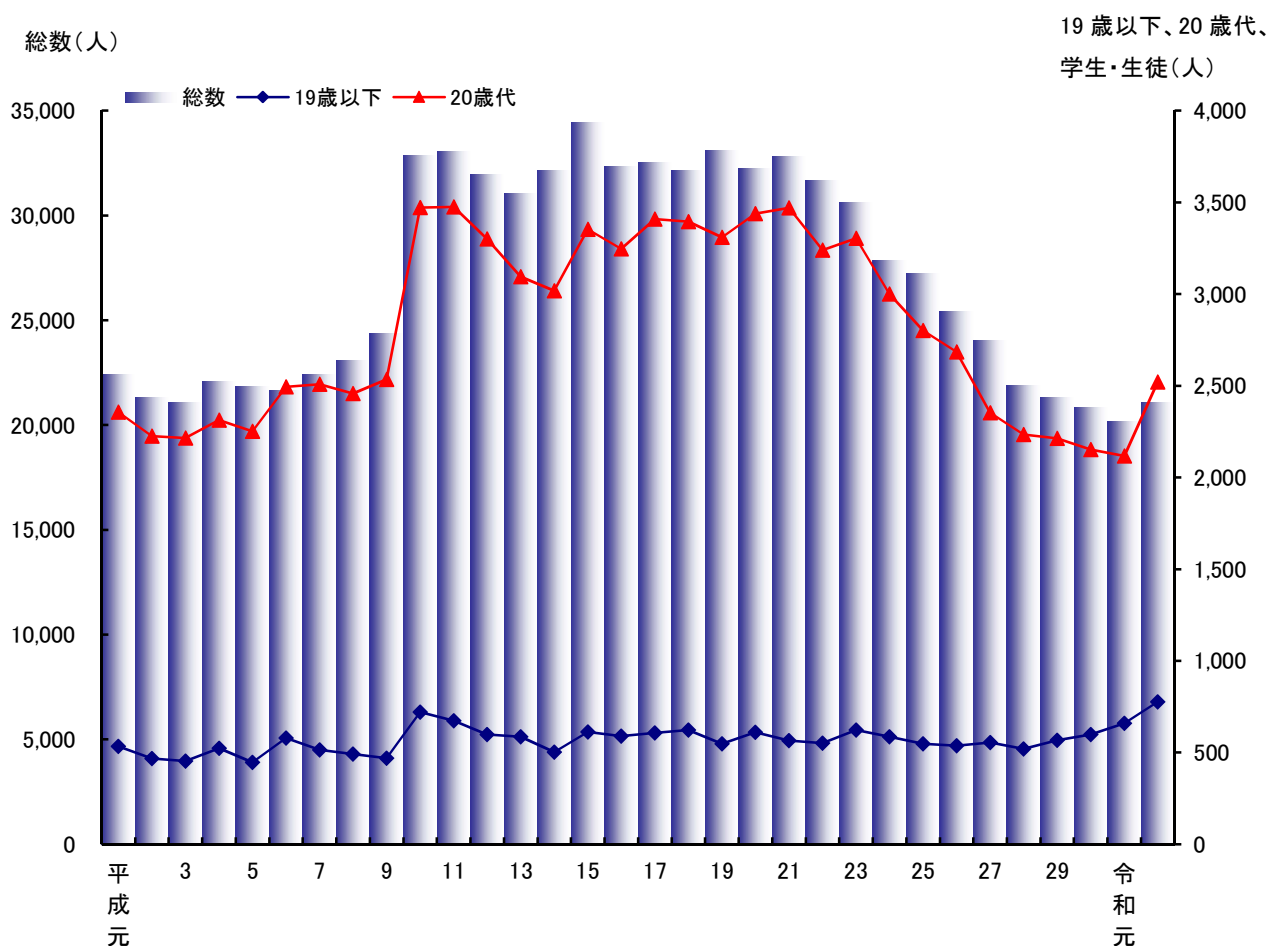
出典：2019年国民生活基礎調査（厚生労働省）

## 7 自殺

警察庁の調べによると、令和2年中における全国の自殺者数は21,081人（前年に比べ912人増加）となっています。19歳以下、20歳代の自殺者数は、それぞれ777人、2,521人で、その合計は全体の約15.6%を占めています。

令和2年中に警察で取り扱った県内の自殺者数は1,269人（前年に比べ193人増加）となっています。19歳以下、20歳代の自殺者数はそれぞれ44人、178人でその合計は全体の約17.5%を占めています。

＜図2-7-1 若者の自殺者数の推移（全国）＞



出典：令和2年中における自殺の状況（警察庁）

＜表2-7-1 19歳以下、20歳代の若者の自殺者数の推移（神奈川県）＞

（単位：人）

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
自殺者数	19歳以下	29	33	32	27	42	44
	20歳代	136	150	141	129	118	178

出典：警察本部人身安全対策課資料

### 第3 青少年をはぐくむ環境

#### 1 情報化の急激な進展と青少年への影響

##### (1) 携帯電話とスマートフォンのインターネット利用率及び機器の専用率

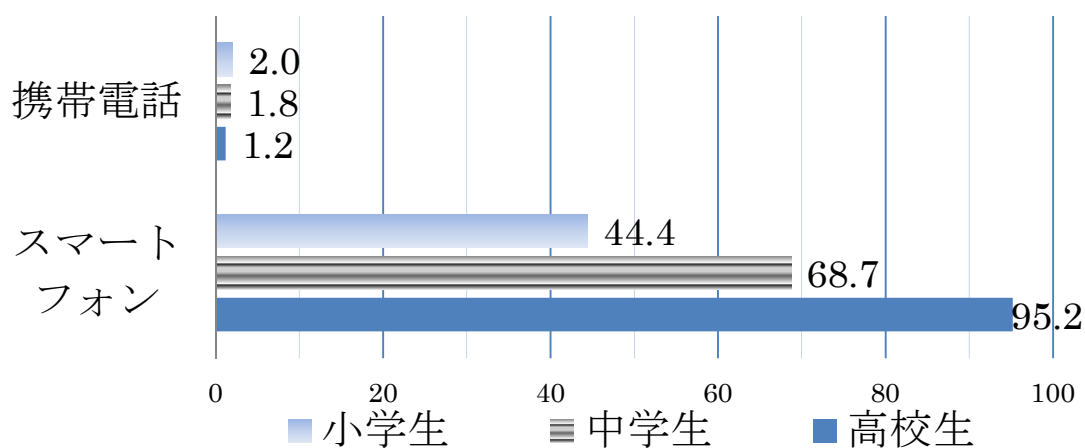
令和3年1月、内閣府が全国の青少年（満10歳～満17歳）5,000人とその保護者5,000人、及び低年齢層（0歳から満9歳。以下同じ。）の保護者3,000人を対象に実態調査を行ったところ、次の結果が出ています。（以下、(6)までは同調査結果による。）

インターネット利用率（WEBサービスやアプリケーション）では、携帯電話では、小学生（満10歳以上。以下同じ。）は2.0%、中学生は1.8%、高校生は1.2%、スマートフォンでは、小学生は44.4%、中学生は68.7%、高校生は95.2%となっています。

また、機器の専用率では、携帯電話では、小学生は60.0%、中学生は83.3%、高校生は92.3%、スマートフォンでは、小学生は41.0%、中学生は84.3%、高校生は99.1%が自分専用の機器を利用しています。

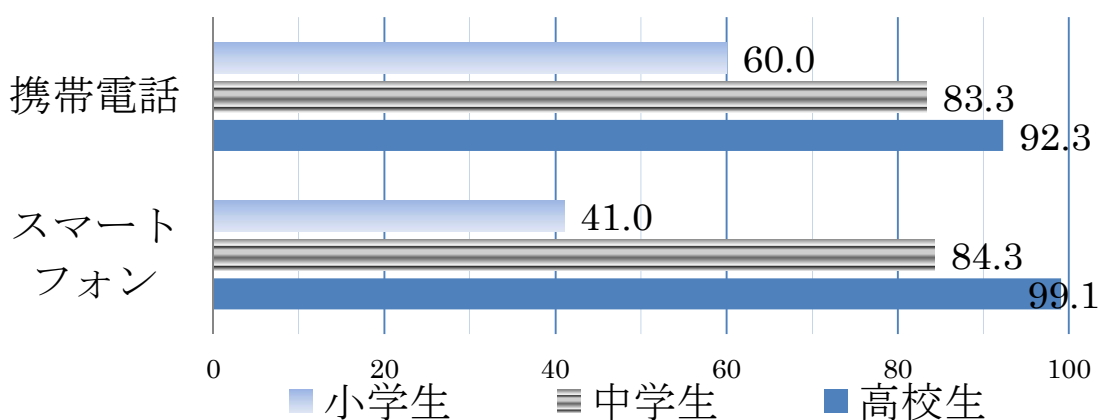
＜図3-1-1 携帯電話とスマートフォンのインターネット利用率及び機器の専用率（全国）＞  
【携帯電話とスマートフォンのインターネット利用率】

(%)



【携帯電話とスマートフォンの機器の専用率】

(%)



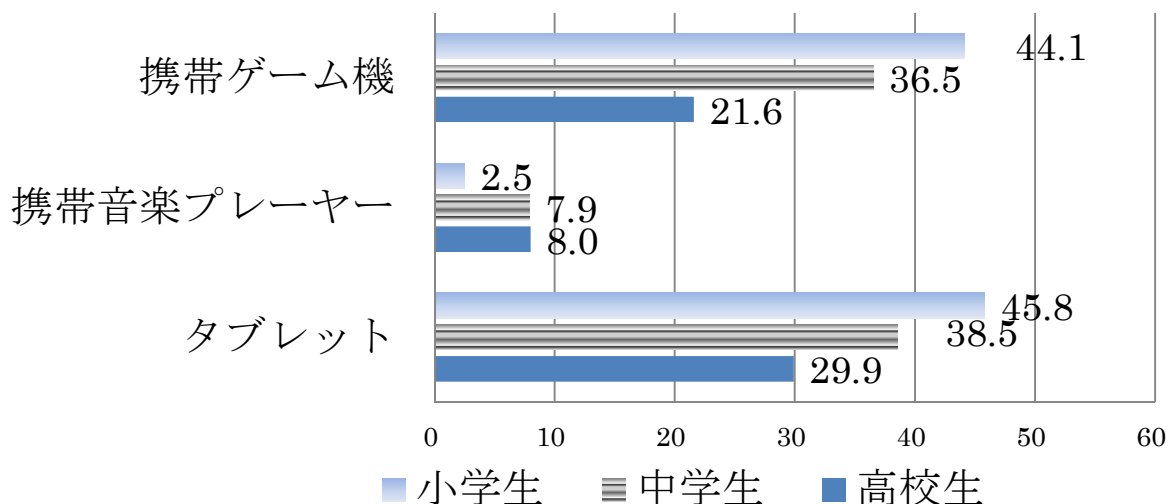
出典：令和2年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

(2) その他のインターネット接続機器のインターネット利用率

携帯ゲーム機のインターネット利用率は、小学生は44.1%、中学生は36.5%、高校生は21.6%、携帯音楽プレーヤーのインターネット利用率は、小学生は2.5%、中学生は7.9%、高校生は8.0%、タブレットのインターネット利用率は、小学生は45.8%、中学生は38.5%、高校生は29.9%となっています。

＜図3-1-2 その他のインターネット接続機器のインターネット利用率（全国）＞

【インターネット利用率】 (%)



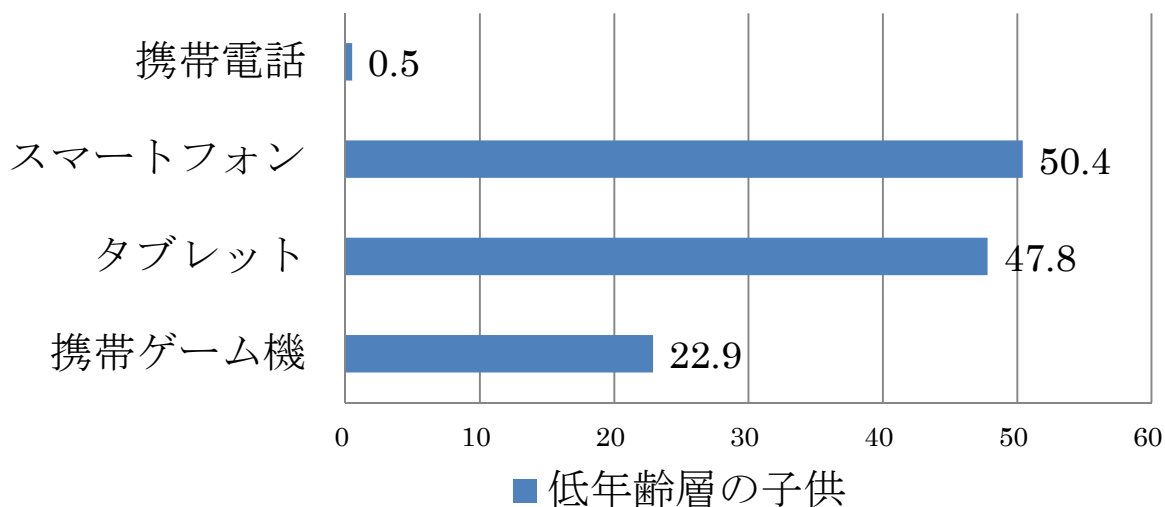
出典：令和2年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

(3) 低年齢層の子どものインターネット利用率

低年齢層の子どものインターネット利用率は、携帯電話は0.5%、スマートフォンは50.4%、タブレットは47.8%、携帯ゲーム機は22.9%となっています。

＜図3-1-3 低年齢層の子どものインターネット利用率（全国）＞

【低年齢層のインターネット利用率】 (%)



出典：令和2年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

(4) 携帯電話とスマートフォンのフィルタリング利用率

保護者に、子どもが「インターネットを利用しているインターネット接続機器」のそれぞれについて、子どもが安全に安心してインターネットを利用することができるように、保護者としてどのような取組をしているか聞いたところ、「フィルタリングを使っている」保護者は、携帯電話では、小学生は9.5%、中学生は7.1%、高校生は0%、スマートフォンでは、小学生は30.1%、中学生は47.5%、高校生は39.4%となっています。

<図3-1-4 携帯電話とスマートフォンのフィルタリング利用率（全国）>

・携帯電話のフィルタリング利用率

(%)



・スマートフォンのフィルタリング利用率

(%)

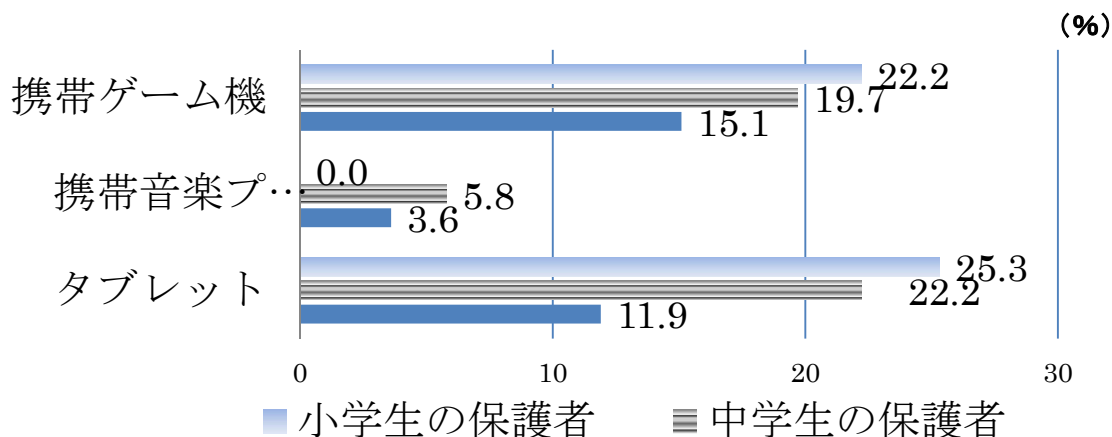


出典：令和2年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

(5) その他のインターネット接続機器のフィルタリング利用率

保護者に、子どもが「インターネットを利用しているインターネット接続機器」のそれぞれについて、子どもが安全に安心してインターネットを利用することができるように、保護者としてどのような取組をしているか聞いたところ、「フィルタリングを使っている」保護者は、携帯ゲーム機では、小学生は22.2%、中学生は19.7%、高校生は15.1%、携帯音楽プレーヤーでは、小学生は0%、中学生は5.8%、高校生は3.6%、タブレットでは、小学生は25.3%、中学生は22.2%、高校生は11.9%となっています。

＜図3-1-5 その他のインターネット接続機器のフィルタリング利用率（全国）＞

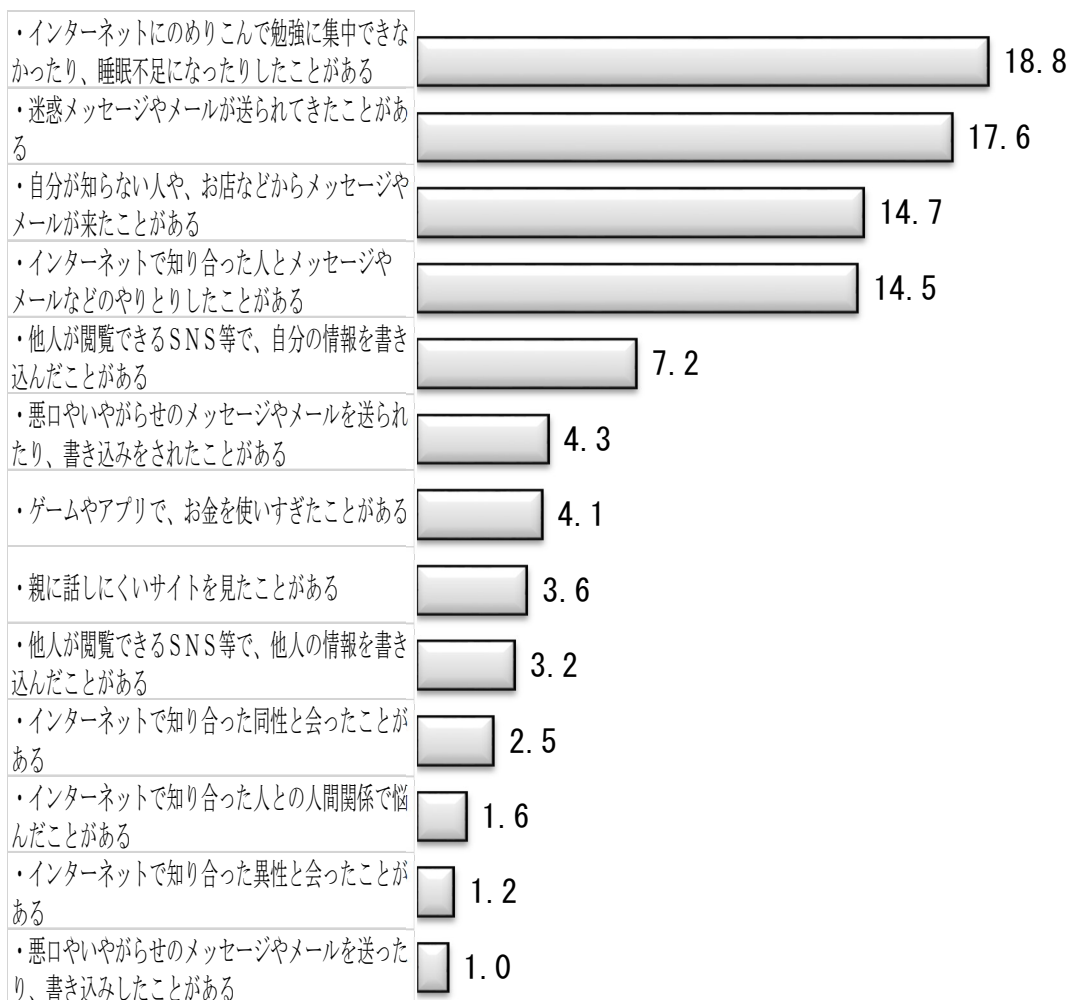


出典：令和2年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

(6) インターネット上のトラブル等の経験

インターネットを使っている青少年に、インターネット上のトラブルや問題行動に関連する行為の経験を聞いたところ、メッセージやメールに関するものが多くなっています。

＜図3-1-6 インターネット上の経験（全国）＞ (%)

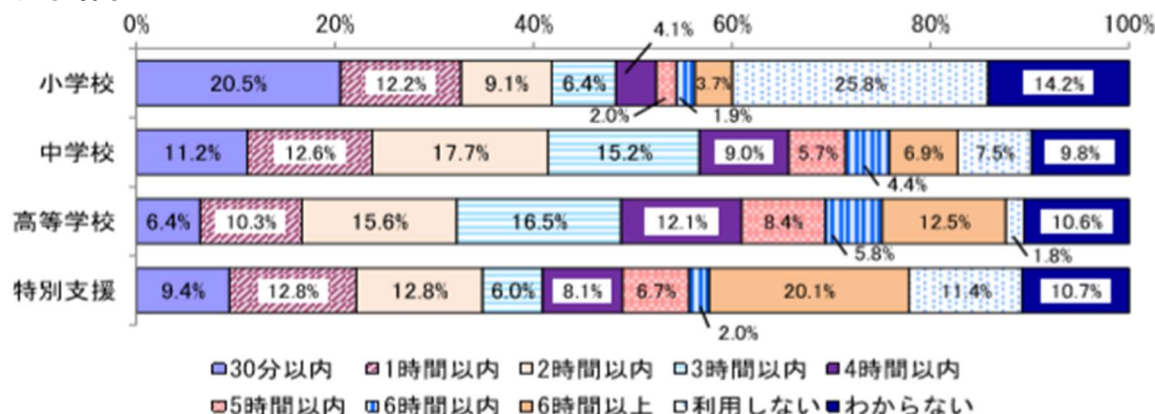


出典：令和2年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

(7) 携帯電話等で電子メールを送受信したり、掲示板・ブログ・SNSでメッセージを書いたり読んだり、サイトや動画を見たり、ゲームをする時間の1日平均

小学校では「利用しない」児童の割合が最も高く、次いで「30分以内」の児童の割合が高くなっている。中学校では「2時間以内」、高等学校では「3時間以内」の生徒の割合が最も高く、特別支援学校では「6時間より長い」の生徒の割合が最も高い。また、4時間以上利用している児童・生徒の割合は、小学校7.6%、中学校17.0%、高等学校26.7%、特別支援学校28.8%であり、小・中・高と学年が上がるにつれて、長時間にわたって携帯電話等でインターネット等を利用する児童・生徒の割合が高くなっている。

＜図3-1-7 メール・掲示板・ブログ・SNS・サイト・動画・ゲーム等を利用する1日平均時間＞

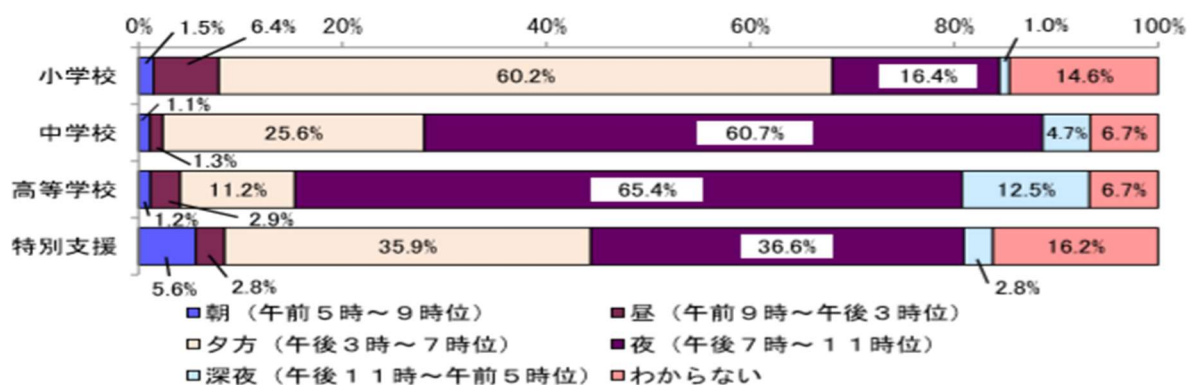


出典：平成31年度「携帯電話等及びパソコンにおけるインターネットの利用状況等に関するアンケート調査結果」（神奈川県教育委員会）

(8) 一日の中で携帯電話等を最も使用する時間帯

小学校は「夕方（午後3時～7時位）」、中学校と高等学校は「夜（午後7時～11時位）」と回答した児童・生徒の割合が最も多く、特別支援学校では「夕方」と「夜」と回答する生徒の割合がほぼ同じである。また、最も使用する時間帯を「深夜（午後11時～午前5時位）」と回答した児童・生徒の割合は、小学校1.0%、中学校4.7%、高等学校12.5%、特別支援学校2.8%となっている。

＜図3-1-8 1日の中で携帯電話等をもっとも使用する時間帯＞



出典：平成31年度「携帯電話等及びパソコンにおけるインターネットの利用状況等に関するアンケート調査結果」（神奈川県教育委員会）

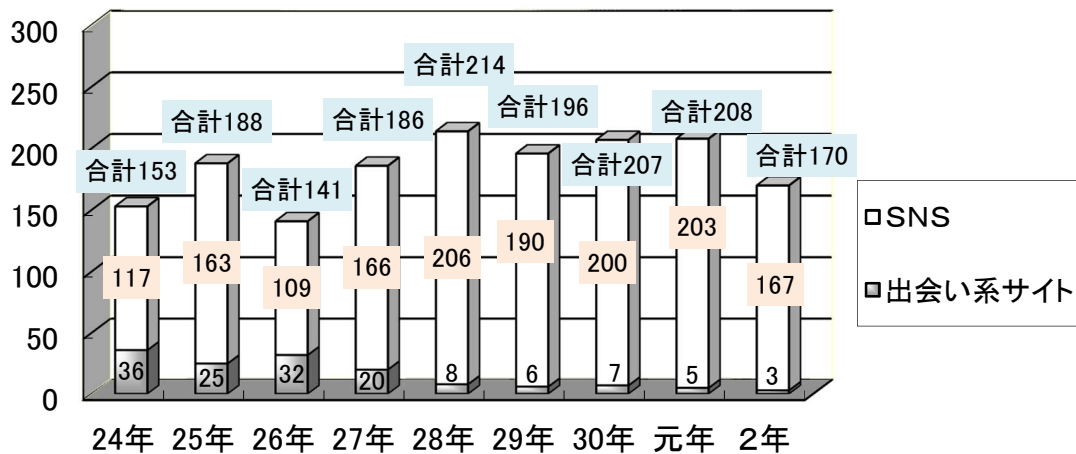
(9) SNS等に起因する事犯の被害児童の状況

出会い系サイトに起因する事犯の被害児童は、事業者による年齢確認、書き込み内容の確認強化等、平成20年の出会い系サイト規制法の改正以降、大幅に減少し、令和2年中の被害児童数は3人でした。

一方、SNSに起因する事犯の被害児童については、平成28年をピークにおおむね横ばい状態で推移していましたが、令和2年中の被害児童数は前年比マイナス33人の167人でした。

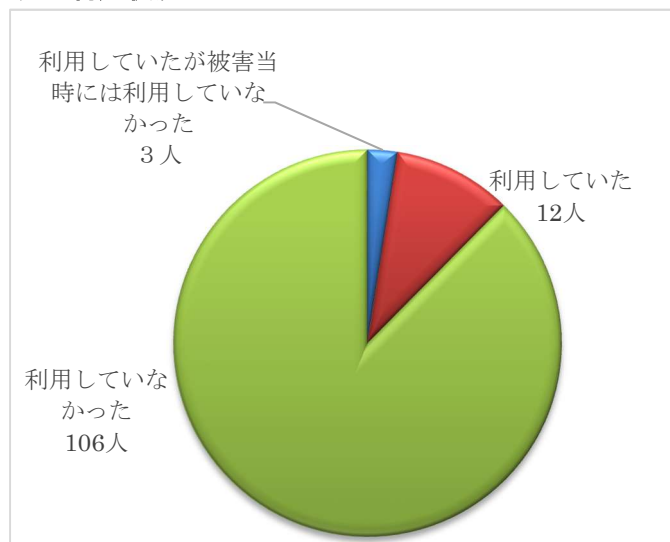
なお、令和2年中のSNSに起因する事犯の被害児童を対象に行った調査では、フィルタリングの利用の有無が判明した被害児童121人のうち、9割以上の109人の児童が被害当時にフィルタリングを設定していなかったという結果が出ています。

<図3-1-9 SNS等に起因する事犯の被害児童の推移（神奈川県）>



出典：警察本部少年育成課資料

<図3-1-10 令和2年中におけるSNS等に起因する事犯における被害児童のフィルタリングの利用状況>



フィルタリングの利用の有無が判明した被害児童121人

出典：警察本部少年育成課資料



## 2 青少年と地域社会

### (1) 大人の意識

令和2年7月～8月、県が行った県民ニーズ調査では、「青少年をめぐる昨今の問題は、親や地域住民など大人の責任が大きい」と回答した人が64.1%を占めています。一方で、「今後10年くらいの中に、地域の大人が、青少年の健やかな成長に責任を持つようになっている」と答えた人は13.7%、「今後10年くらいの中に、子どもたちの教育に誰もが関心を持ち、学校・家庭・地域などが連携し県民全体で進めるようになっている」と答えた人は17.2%でした。

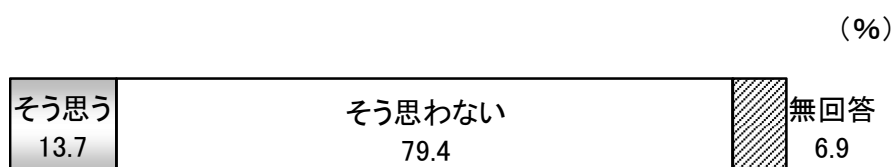
#### <図3-2-1 青少年をめぐる昨今の問題は、親や地域住民など大人の責任が大きいと思いますか（神奈川県）>



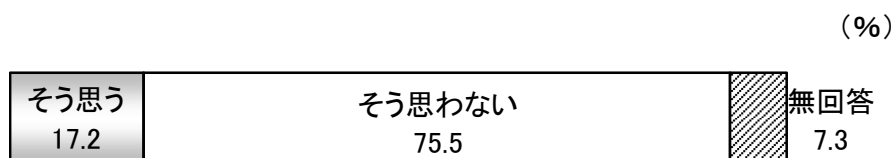
出典:令和2年度神奈川県「県民ニーズ調査」

#### <図3-2-2 今後10年くらいの中に、どうなっていくと思いますか（神奈川県）>

◇ 地域の大人が、青少年の健やかな成長に責任を持つようになっている



◇ 子どもたちの教育に誰もが関心を持ち、学校・家庭・地域などが連携し県民全体で進めるようになっている



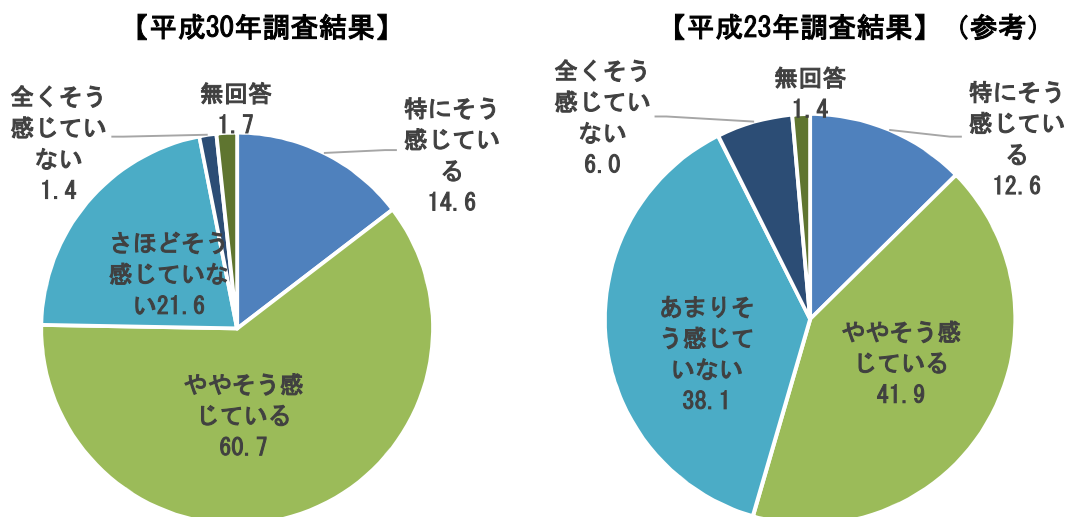
出典:令和2年度神奈川県「県民ニーズ調査」

(2) 保護者の意識

ア 家庭でのしつけ・教育

家庭で子どもに十分しつけをしない保護者が増えていると感じるか、保護者に聞いた調査の結果、「ややそう感じている」の回答が60.7%と最も高く、「特にそう感じている」の回答は14.6%となっています。

<図3-2-3 「家庭で子どもに十分しつけをしない・できない保護者が増えている」との声を聞くことがありますか、あなたはどのように感じていますか（全国）>

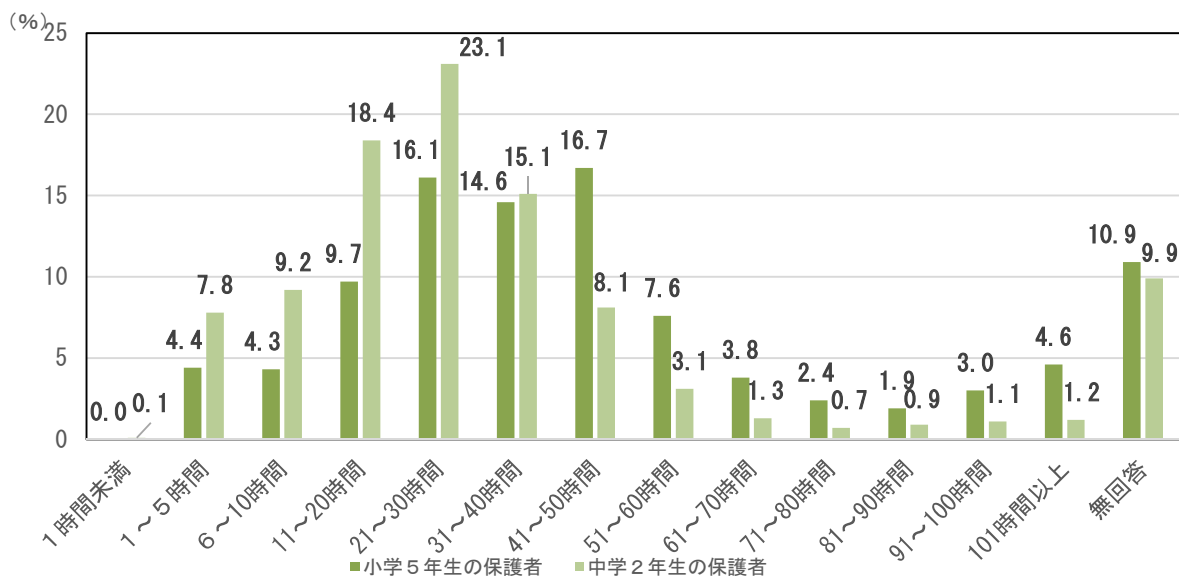


出典：平成30年度教育に関する保護者の意識調査報告書（公益社団法人日本PTA全国協議会）

イ 家庭でのコミュニケーション

子どもが別室で過ごす時間を除いて、家庭で一緒に過ごす時間を保護者に聞いた調査の結果、小学校・中学校の保護者とも21～30時間が一番高い割合となっています。

<図3-2-4 あなたは、一週間のうちで子どもと過ごす時間はどれくらいですか（全国）>



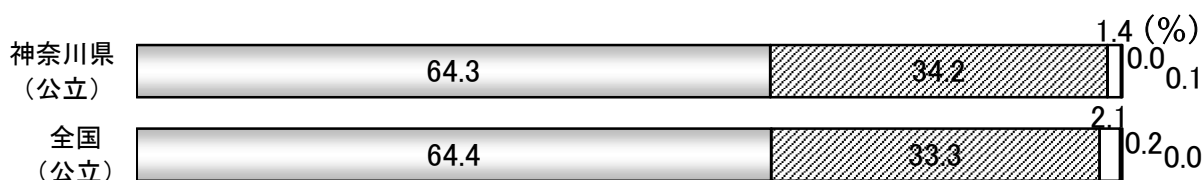
出典：平成30年度教育に関する保護者の意識調査報告書（公益社団法人日本PTA全国協議会）

(3) 地域と学校との関わり

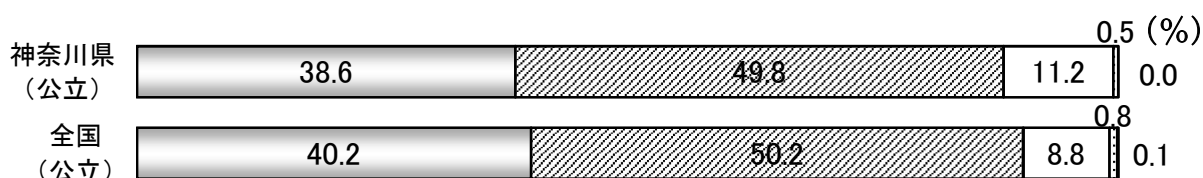
保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動によく参加している学校の割合は、小学校では64.3%、中学校では38.6%となっています。

＜図3-2-5 保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加していますか（神奈川県）＞

【小学校】



【中学校】



□よく参加している □参加している □あまり参加していない □全く参加していない ■その他・無回答

出典：平成30年度全国学力・学習状況調査(文部科学省)

(4) 青少年団体

ア 子ども会

神奈川県内の子ども会の数は、1,931団体で、80,900人が会員として活動していますが、少子化、担い手不足、ライフスタイルの変化などとあいまって、団体数、会員数ともに減少傾向にあります。

＜表3-2-1 子ども会の団体、指導者、会員数の推移（神奈川県）＞

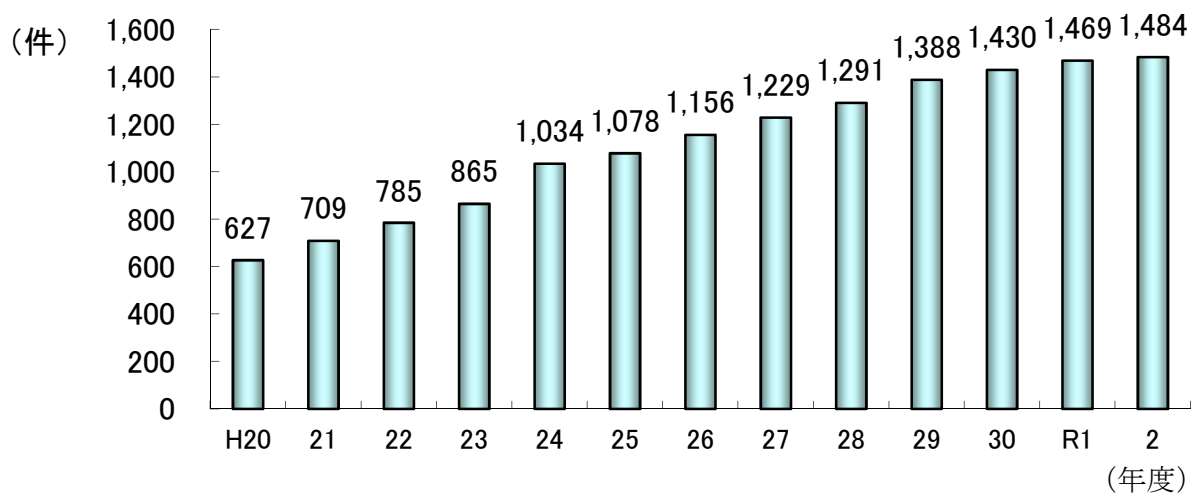
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
団体数 (団体)	2,390	2,172	2,128	1,931	1,843	1,931
指導者数 (人)	34,592	32,174	31,389	29,837	27,757	23,703
会員数 (人)	129,474	113,593	110,213	99,115	94,085	80,900

青少年課調べ

イ 子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人数

非行防止活動やいじめ相談、児童虐待防止、児童相談、放課後活動の実施、学童保育事業など、子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人の数は、年々増加しています。

<図3-2-6 子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人数の推移（神奈川県）>



(備考)平成23年度以前:神奈川県内にのみ事務所を持つ法人、平成24年度以降:神奈川県内に主たる事務所を持つ法人

出典:NPO協働推進課資料